

「大阪の河川を愛する会」講演会

河川行政を回想する

元大阪府副知事 金盛 弥



2005 年 4 月 27 日

ドーンセンター 特別会議室

目 次

1. はじめに	1
2. 河川行政の回想	
2-1 昭和 36～37 年 宮崎河川課長・吉開高潮課長の時代	1
2-2 昭和 38～39 年 鶴川河川課長・遠藤高潮課長の時代	5
2-3 昭和 40～41 年 遠藤河川課長・松本高潮課長の時代	6
2-4 昭和 42～45 年 石川河川課長・那智高潮課長の時代	7
2-5 昭和 46～47 年 伏木河川課長・那智都市河川課長の時代	1 2
2-6 昭和 48～49 年 藤岡河川課長・那智/遠藤都市河川課長の時代	1 5
2-7 昭和 50～52 年 中川/杉原河川課長・遠藤都市河川課長の時代	1 5
2-8 昭和 53～54 年 杉原/廣田河川課長・遠藤/吉田都市河川課長の時代	2 0
2-9 昭和 55～58 年 廣田/三隅河川課長・吉田/藤井都市河川課長の時代	2 1
2-10 昭和 59～60 年 上山河川砂防課長・金盛都市河川課長の時代	2 3
2-11 昭和 61～平成 1 年 金盛河川砂防課長・新池都市河川課長の時代	2 5
3. 淀川水系流域委員会に臨む	
3-1 基本姿勢	3 0
3-2 各課題に対する見解	3 0
4. おわりに	3 2
5. 意見交換および質疑応答	3 2

【表紙写真】

左上：昭和 42 年 左藤知事の災害現場視察

左下：昭和 47 年 黒田知事の災害現場視察

右上：昭和 50 年 恩智川・住道地区の出水

右下：昭和 57 年 平野川上流部の氾濫

下村: それでは、準備も整いましたので第2部の講演会をはじめさせて頂きたいと思います。本日は「大阪の河川を愛する会」の会員交流会ということで開催させていただきました。技術の伝承という話が先程池野会長からありましたように、先輩方の色々な経験とか知識をお伺いすることによって、我々現職が難題にぶつかったときに大きな解決の糸口となり、今後の河川行政にいかせたらと思っています。

本日は、元大阪府副知事の金盛弥さまより『河川行政を回想する』ということでご講演をいただきます。

金盛さま宜しくお願い致します。

1. はじめに

話の進め方

- ◆回想
 - 期間 昭和36～平成 1年
 - 区分 歴代課長ごと
 - 対象 印象的な事柄や事業
先輩の言動
- ◆淀川水系流域委員会に臨む

話の進め方

金盛: ただ今紹介にあずかりました金盛でございます。今回の講演につきましては辞退したい気持ちもありましたが、池野会長の熱意に押されまして立つことにしました。司会の下村さんのおっしゃった趣旨に話が合うのかどうか分かりませんが、みなさん方と通常の話し合いをするような気持ちで進めていきたいと思っています。どうぞ宜しくお願い致します。

話の進め方ですが、公共事業とかダム事業といったテーマで話をすることも出来るわけですが、そういったことはすでに色々な論客が話しておられますし、みなさんの中にも一言もたれた方も多いわけで、会長からは私の経験の中から話をしてくれというお話でもございますので、テーマは絞らずに一つは「回想」として、一つは最後の方で「淀川水系流域委員会に臨む」として、二つに分け

まして進めていきたいと思っています。

期間は、私が府庁に入りました昭和36年から河川砂防課長を退任する平成元年までの28年間になります。この間で概ね歴代の課長さん毎に区切りまして、特別印象的なこととして私の心に残っております先輩の言動などを中心としてみなさんにお伝えして参ろうかと思っております。そんなことで話が若干手前みそになるかもしれませんが、お聞き苦しい点がございましたらどうぞご容赦をお願い致します。

淀川の流域委員会のところでは、実は私、この2月に新委員として就任したのですが、ここには私の府における河川行政の経験をもって臨むものでありまして、当面予想される課題について、考えをご披露して今日の話の締めくりにしたいと思っている次第です。

2. 河川行政の回想

2-1 昭和 36～37 年

宮崎河川課長・吉開高潮課長の時代

昭和36・37

宮崎河川課長(昭35.4～38.4)
吉開高潮課長(昭37.5～38.7)
河川課(昭36.4～37.6) 寝屋川工営所(～40.4)

- ◆第二室戸台風(36. 9.)
- ◆地盤沈下対策協議会発足(36)
- ◆高潮課発足(37.5)
- ◆高潮緊急3ヶ年計画(57)
- ◆事業などが完成 【37】第二寝屋川一部通水、防潮堤の嵩上げ、出来島水門
- ◆事業などに着手 【36】安威川、石津川、泉州高潮
【37】大正川、寝屋川水門(39完成)、
亀の瀬地すべり直轄 施工(37)

- 阪神高速の橋脚の堂島川への影響(水位上昇の計算)
- 第二寝屋川の測量(中心線設置と幅杭設置)
- 淀川の洪水(36. 10)

宮崎課長・吉開課長時代の特記事項

昭和 36 年、37 年は宮崎さん、吉開さんの時代でございます。まず画面の見方ですが、年度が赤で、課長さんが緑色、その下に私が何処にいたかというのがアンダーラインを引いて黄色で示しております。それから、事業とか事柄などがございます。

完成とか着手など記載してありますが、赤字は年度を示しております。黄色字は私が関係した事項であります。下の○印の事がらは特に印象に残っていることであり、今日お話しするのは主にこの中からというこ

とになります。

昭和 36 年は第 2 室戸台風がございました。大変大きな台風で特別印象に残っておるわけですが、これは台風の規模・被害の状況で、左藤知事がすぐ後で開かれました議会の議案説明でなされたものの中から拾ったものです。死者 30 名、道路損壊、橋梁流失、堤防決壊 634 箇所といったことで大変大きな台風であったわけです。

第二室戸台風の被害

左藤知事の議案説明から

○人	死者 30 名	負傷その他 1,175 名
○家屋	流失・全壊・半壊その他 114,709 戸	
	浸水 117,645 戸	
	非住家 6,727 戸	
○田畑の流失・埋没・冠水	147 町歩	
○道路損壊・橋梁流失・堤防決壊	634 カ所	
○罹災者総数	267,168 人	
○損害総額	1,000 億円以上	

第二室戸台風の被害

これは市内の浸水状況を示したもので、そもそもこの時期の高潮対策ですが、ジェーン台風の後、200 年の安全率・安全度をうたいまして、O.P.+5m で昭和 34 年に一応堤防は完成していたのですが、工事途上でも続いていた激しい地盤沈下で 50cm~1.5m 堤防が沈下しておりました。したがって昭和 34 年に一応完成していた堤防を昭和 35 年から O.P.+5m あるいは 5.5m という高さで再嵩上げをしている途上でした。すでに再嵩上げがこの高さが完成しておった此花区の一部とかは、この図のように浸水していません。この辺一帯が再嵩上げが完成していた地域で被害がほとんどでなかったわけです。塗りつぶしてあるところが被害が出た所です。第 2 室戸台風は阪神間の上陸が午後 1 時であります。昼間でありまして、当時、本館の

6 階が河課でありましたが、その 6 階の窓から西の方

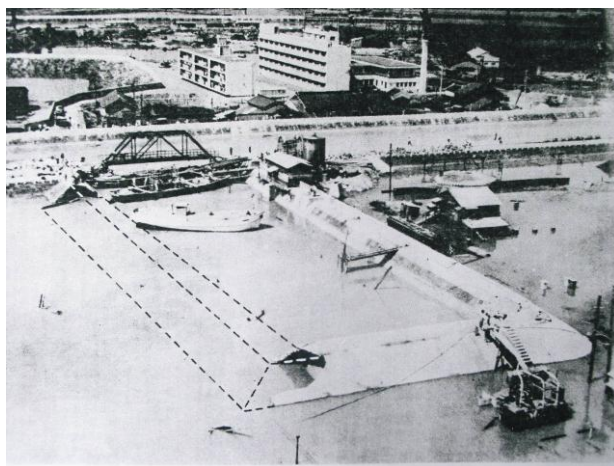


川まのなかの

空を眺めていました。次々とスレートが舞うように飛んでいくのが見えて本当にすごい台風であったわけです。

第二室戸台風による大阪市内の浸水

台風一過、最もひどかったこの西島川の堤防の決壊の所に派遣されたわけでした、これが西島川の堤防の決壊の現場であります。



西島川の決壊現場（古河鉦業）

出展：大阪府『第二室戸災害誌』

これが西島川でありまして、その入り堀といいますか、船をつけて荷役作業をするところ、古河鉦業の入堀ですが、ここの堤防の点線の所が 80m 程決壊をしまして、この入り口の所で仮に閉め切ろうという水防作業の現場であったわけです。感潮区域であり、ゼロメートル地帯です。普通ですとご承知のように高潮であれ洪水であれ、波は一つであり水も退くのですが、感潮区域の破堤です。干潮、満潮のたびにどんどん水が出たり入ったりするところで、満潮になるとそのたびに浸水を繰り返すという事態でありました。

宮崎課長が直々に現場で陣頭指揮を執られたわけですが、これは後ほど、藤村さん（私の当時の係長さんですが。）と話をしているときに、宮崎さんという人は災害が起きたときには一番ひどい現場に行かれて、自ら指揮を執るとというのがご自身のモットーだったと聞きました。第2室戸のときは他にもいろいろと災害はあったわけですが、やはりここが一番厳しかったわけで、ここで陣頭指揮を執られたわけです。

この入り口の所で土俵を投げる、杵を沈める、石を沈めるというのがなかなか成功しなくて、結局3日3晩かかったわけです。宮崎さんもここで3日3晩徹夜をされました。

私は向こうの右岸側の堤防に車で待機をしております、左岸側の宮崎さんから送られる指示を携帯無線で受け取り、それを自動車の無線で水防本部へ指示するという体制で、私も3日3晩ここで連絡だけですが、水防作業に従事しました。そんな中で印象的であったのは宮崎さんが、「大阪府下のトラックとバーチカルポンプを全部集めろ。」と指示され、そのまま伝えましたがその位ここでは緊迫したムードでありました。当初は、やることなすことがなかなか功を奏さない。職員も現場で意見の違いから殴り合い寸前のケンカが始まるといった状況でした。とにかくここへ石や土俵、木杵などを投げ込み、船を沈めたということもあったかと思いますが、最終的には物量作戦が功を奏し、ここを閉めることが出来ました。

後で原因の調査ということになったのですが、この堤防の中が全部空いておったわけです。西島川の本堤も空いていたことがわかり、これも藤村さんの言によりますと「よくあんな堤防でたくさんのトラックが行き来して、もったなあ。」と、トラックはバックで突っ込んできまして資材を下ろし、また出るということを何度も繰り返したのですが、本当によくもったという感想でした。

この原因については中が空いていたということとはなかなか外に言えなかったようで、思案されまして結局「堤防の老朽化」ということで発表されたようです。今ならそういうことでは済みませんが、当時はそれで

事が済んだということです。

西淀川区ではこういうことでありましたから、排水作業が市内で最も遅れました。これは2日後の朝刊ですが、この図によると17日の18時、台風が去りまして30時間後ですが、まだ青の所が浸かっている状況です。大阪市内で25,000戸、西淀川区だけで8,000戸という数字が新聞から伺えます。



遅れる浸水排除を伝える新聞（毎日新聞）

宮崎課長は、この締め切り工事に見通しがたって3日後に府庁に帰られたわけですが、すぐに倒れました。急性肺炎だったと思いますが、しかし、すぐに議会が迫っておりまして、十分な休養をなさることはできなかったと思っています。

私も3日目に宿舎に帰りました。この辺が安治川ですから、ここに富島町という所があって、当時独身寮なんてありませんでしたから、この平屋の今でいう2Kの家におりました。これが浸かりました。床上1m、したがって押入の下段が全部ダメになりました。本箱は3段目までダメでした。何よりも惨めだったのが布団を敷いたままで出勤しましたので、一組しかない布団がいかれましたことと、未だ汲み取りのトイレでしたので、帰りましたら畳の上にトイレから出たものが、彼方此方に散らばっていました。畳は全部捨てました。

非常に惨めな思いをしたのが、畳を買うお金もなかったとも思いますが、なかなかすぐに畳が手に入らなくて、普通のこういう机の脚を切りまして座敷机の高さにそろえて2卓を並べ、日赤からもらった2枚の毛布を被って寝ました。2ヶ月ほどそんな状態で暮しま

した。それから後のことは、またの機会にいたしまして、こんな状況でありましたが、帰りますと3日に1回くらい防犯のために街を警戒しました。自警ですが、今では懐かしい思い出です。

台風後の議会の対応には大変迅速なものがありまして、2日目には全員協議会が招集されまして全員で構成する特別委員会が設けられました。“第2室戸台風災害対策特別委員会”というこの委員会が、非常に活発な活動をされております。

定例議会も21日開会ですから、いまより少し早いのですが、招集されておまして、補正予算が組まれると同時にこのように9項目にわたる意見書が採択されました。これの実現に向けて活発な活動がなされております。

第二室戸台風被害の復旧対策に関する意見書
昭和36年9月24日 大阪府議会議長 原田年一

下記の措置を速やかに講じられたい

- 1 防潮堤嵩上げ工事の早期完成
- 2 淀川大和川の補強工事の早期完成
- 3 地下水のくみ上げ規制を強化するための立法措置の促進
- 4 工業用水道の早期完成
- 5 住宅復旧のための融資、資材あつ旋措置の早期実施
- 6 中小企業、農林、漁業に対する融資措置の実施
- 7 零細企業者、生活困窮者に対する融資の早期実施
- 8 被災者に対する税の減免措置の強化
- 9 被災市町村へ対するつなぎ資金の早期融資

第二室戸台風被害の復旧対策に関する意見書

こういった当時の記録を見てみますと、責任のある立場に立たれた方の強い責任感といえますか、使命感、そして行動力というものを強く感じとることが出来ます。

第2室戸台風を契機としまして、西大阪の高潮対策を一層強力に推進することになりました。昭和37年5月に高潮課が発足しました。“高潮緊急3ヶ年計画”がスタートしました。寝屋川水門もこの一環であります。

この時期の河川事業の方でございますが、昭和35年に“治山・治水特別緊急措置法”ができて、初めて法の下で長期計画を組むことができることになりました。“10ヶ年計画”が策定され、これを前期後期

に分けてまして初の“5ヶ年計画”が昭和35年からスタートするわけです。“第一次5ヶ年計画”のスタートです。藤村係長はご自慢の様子でして「金盛君、これからはこの計画でやるんだ。」ということで白パンだったのですが、よく勉強しておきなさいということもあったのでしょ、渡されたのを覚えております。

当時「勉強せよ。」といって渡された本の中に必ずといっていいものがありました。坂野さんが書かれました『低湿地緩流河川の治水論』という、いわゆる坂野論文であります、その後私の机の上に長くあった本であります。

当時の改修河川は、天竺川だとか神崎川、寝屋川、石川、天野川、平野川といったものでございましたが、この台風を契機に“泉州高潮”がスタートしております。

私がこの時期に初仕事としてとしてやりましたのが阪神高速道路の橋脚の堂島川の水位への影響計算であります。



阪神高速道路の橋脚

橋脚による堰上げがどんな程度かという計算ですが、この時の計算結果を藤村係長にもって参りました。阪神高速についてはご存じのように、昭和37年5月にスタートしました。大阪池田線の着工が10月であります。先立つ昭和36年にこの計算を仰せつかったのでありますが、計算をしてみますと寝屋川合流点でこれの影響が数cmでございました。「数cmですよ、大したことありません。」と藤村さんに報告しましたら、温厚な藤村さんからきつく注意をされました。「数cm

というのが、大したことなんだ。」ということで珍しく怒られたのを覚えております。

高速道路への河川の対応は大変神経を使われたようでして、宮崎さんが後になって、私が河川砂防課長しているときに「天満橋の下流の右岸側を拡幅することが条件になっているんだよ。」と、この一角を拡幅することが条件としてついているんだとおっしゃっていました。実現はできておりませんが、やはり河川としていろいろと気を遣われ苦労された様子が伺えました。建設省の方の見方は非常にきつかったことはよく想像できます。私がときどき建設省へお邪魔したとき、お名前を出してよいのかどうか当時のH専門官、地建の局長をなさられた人ですが、この人が、「大阪は悪い例を残した。中川などで大変迷惑した。」とよくいわれていました。



天満橋右岸の拡幅条件地

本当はこの話はおかしいのです。河川課にいましたときに、杉原さんに連れられて東京の日本橋の高架工事を見に行ったことがあるのですが、あれは既に昭和36年にやっておったと思うのですが、あれもやはり川の中にピアを建設しておりました。どちらが先かということは別にして、こういうことで本省の治水課も府の河川課もがイヤな思いをしたということがあったという訳です。

2-2 昭和 38～39 年

鶴川河川課長・遠藤高潮課長の時代

昭38-39

鶴川河川課長(昭38.4～40.2)
遠藤高潮課長(昭38.8～40.2)
寝屋川工営所(昭37.6～40.4)

- ◆地盤沈下対策として工業用水給水開始(38)
- ◆淀川上工水連絡協議会発足(38)
- ◆河川法の制定(39)
- ◆台風20号(39. 9. 25 天保山OP+3.72m)
- ◆高潮対策緊急3ヵ年計画完成
- ◆事業などが完成 **【38】**安治川口水門、防潮堤の嵩上げ
- 【39】寝屋川水門、防潮堤の嵩上げ**
- ◆事業などに着手 **【38】**和田川、寝屋川水門付帯ポンプ場
- 広域地盤沈下測量 **【39】**東除川

○寝屋川水門の建設
設計、工事監督、報告書作成
船舶事故(海難審判)

○第二寝屋川上流部の中心線、幅杭の設置

鶴川課長・遠藤課長時代の特記事項

昭和38年、39年ですが、これは鶴川さん、遠藤さんの時代であります。

高潮対策の“緊急3ヶ年計画”の各事業が完成して参りました。寝屋川工営所で寝屋川水門を担当させていただきまして、大いに勉強させていただきました。今はこの水門を見ることはできませんが、当時工営所の仕事はほとんどが河川課の仕事で、水門だけが高潮課ということでした。工務課長のすぐ下が担当の私ということでありました。したがって、本課も出先もないわけで高潮課の主幹であられた那智さんが自ら先頭に立たれて設計の指揮をとられました。上山さんがご一緒だったと思います。

那智さんという人はすごい人でありました。コンサルと納得するまで議論をされ決して妥協をされない。問題点や疑問点があれば、必ず次の会議までに解明しておくよう指示される。コンサルだけでなく担当の私もそこまでの域に、いやそれ以上の域に達しておくことが求められまして、そういう勉強の仕方をさせてもらいました。

那智さんの先輩に当たるコンサルのチーフの人が、何度か悲鳴を上げられ、ときには自らの不明を恥じ入られて涙することもありました。いわゆる“那智流”

といわれた仕事の仕方、厳しさを教えてもらいました。厳しい人でもありましたが、気もよくつかれる方で、東京に出張しての会議には、現場におりました一技師では東京に出張のチャンスもなかろう、東京の空気も吸わせてやろういうということでお供させてもら

いました。親心だと思っています。



寝屋川水門（昭和40年～平成2年）

この寝屋川の水門の工事ですが、工務課長が杉原さんでして、昭和38年、39年と工事を担当しました。当時はこれだけの大きな水門が大阪にはなかったと思うのですが、積算例がない工事や工種が多くて、例えば圧接だとか粗朶沈床とか大口径の鋼管杭を打つとか、みな積算例がなくて、結果そのような工種に積算上ちぐはぐな所があったと思います。請負の方に大きな赤字が生じることになりました。

その設計変更額の交渉は杉原さんが当たられたのですが、請負も差が大きいものですから粘ばられました。何度目かの交渉で杉原さんが言われたのが、「担当者がこれでできると言っているのです。これでやってください。」であり、いわば鶴の一声で押し通されたわけがあります。わたしは傍におりまして、自分の至らぬところに思いをいたし、内心忸怩たる思いであったわけがあります。

2-3 昭和40～41年

遠藤河川課長・松本高潮課長の時代

昭40・41

遠藤河川課長(昭40.2～42.6)
松本高潮課長(昭40.2～43.10)
河川課(昭和40.4～44.4)

- ◆大阪高潮恒久計画着手(40)
- ◆一級河川指定 第二寝屋川(40)、平野川分水路(41)
- ◆西大阪地区地盤沈下おさまる(40)
- ◆事業などが完成 【40】寝屋川水門ポンプ場、筑前橋、木津川橋 【41】旧猪名川水門、住吉川水門、正安橋、千船大橋、城島橋、肥後橋、渡辺橋
- ◆事業などに着手 【40】海没地区などの防潮堤嵩上げ 【41】安治川水門、正連寺川利水、狭山池ダム予備調査、谷田川、千里川、防潮堤嵩上げ
- ◆淀川水系工事実施基本計画の策定

○山田川、正雀川国鉄吹田操車場部の折衝
○「河川技術者必携」の作成

遠藤課長・松本課長時代の特記事項

昭和40年、41年は遠藤さん、松本さんの時代であります。第二寝屋川が上流へ向かいました。高潮の恒久計画が着手されたときで、西大阪地区の地盤沈下がおさまった時代でもあります。私は再び河川課でしたが、当時谷口さんや鈴木さんが一緒でした。

この頃は千里ニュータウンの開発に直接関連する河川、天竺川や高川、山田川、正雀川と、こういった河川の改修が急務でありました。茨木土木に山田川工区が設けられまして、ここに麦谷さんとか安藤さんがおられたわけです。河川課は山田川の国鉄吹田操車場の工事委託、国鉄の方に工事を委託しようという折衝があったのですが、京都側に法線を振るという計画で国鉄に工事をお願いしようとしたものでありますが、これが一向に埒が明きませんでした。

同時に交渉しておりましたのが、第二寝屋川の放出のところでした。ここも管理局担当で同じように交渉をしていたのですが、何度いってもなかなか応じてくれないのです。改革前の国鉄でして、委託工事などというものはとにかく後回しで、さも余分な、迷惑な仕事だと言わんばかりのところがあまして、極めて消極的でしかも高圧的な態度でありました。その上に責任が分割されていてこちらは4～5人で行くのですが、相手は契約、工事、保線、電気、指令と20人から30人ぐらい集まってくる。その上でそれぞれが勝手なことを言って協調性が全くない。まさに“受けてやる。”、“やってやる。”という姿勢だったわけです。

いつも藤井さんとボヤいて帰っていたのですが、千

里ニュータウンの開発は予定通り進んでおりますし、山田川、正雀川の工事も操車場を挟んで上下流ではどんどん進んでおりまして、遠藤課長も国鉄本社に何度か行かれたのですが、全然進展がなかったわけです。

しかし、“防災”を軽んじていますとそれなりの報いといえますか、手痛い仕打ちがありまして昭和 42 年の豪雨で、山田川、正雀川から溢水をしまして、構内が水浸しになったわけでありまして。そういう段階になりまして漸く重い腰を上げてくれまして改修事業ができたわけです。万博の頃までかかったのではないかと思います。

これに比較しますと、のちの神崎川の東海道線の橋梁改築は工事局の担当でありまして、遙かに順調に進んだ工事でありました。同じく昭和 42 年の豪雨時に、国鉄関係では昭和 39 年に出来た新幹線の鳥飼基地が安威川の決壊で水浸しになりました。こちらは自衛的に対策を講じられたところでありまして。

2-4 昭和 42～45 年

石川河川課長・那智高潮課長の時代

昭和42～45

石川河川課長(昭和42.7～46.1)
那智高潮課長(昭和43.11～46.1)
河川課(昭和40.4～44.4) 寝屋川工営所(～46.6)

- ◆北摂豪雨(42.7)
- ◆全体計画改定 神崎川水系・3150(42)、寝屋川水系・1650(43)
- ◆安威川ダム構想立案・予備調査着手(42)
- ◆都市河川課発足(46)
- ◆第一線線防潮ラインの概成
- ◆事業等が完成 (42)玉江橋 (43)第二寝屋川、六軒家川水門、三軒家水門 (44)安治川水門、正連寺川水門、高見機場、(45)木津川水門、尻無川水門、津守水門、寝屋川浄化用水路
- ◆事業などに着手 (42)大正川、神崎川低水路、木津川水門、尻無水門、高見機場、水間地すべり (43)西除川、落掘川、箕面川ダム実調、東横堀川 (44)平野川上流部、恩智川上流部 (45)泉州高潮、大津川、旧猪名川緑道、今川都市小
- 北摂豪雨 水防作業
- 河川計画策定 ○寝屋川全体計画
- 万博関連事業
- 寝屋川中流部(中ノ島を含む)と平野川上流部ほか着手

石川課長・那智課長時代の特記事項

昭和 42 年～45 年の話になりますが、北摂豪雨があり、第二寝屋川が通水しました。大水門等が完成しまして第一線の防潮ラインが整った時代であります。それから万博関連事業が完成した時であります。

下の方に北摂豪雨の水防作業をはじめ、私に関係した事がらを幾つかあげておりますが、その中で 2、3 取り上げてみたいと思います。まず、昭和 42 年の災

害です。

死者 4 名、堤防の決壊が 568 箇所といったことでありまして、ご覧の通りの大災害でした。

42年災害の概要 (7月8～12日豪雨)			
○人	死者 4名	行方不明 2名	
	重軽傷者	70名	
○家屋	全壊および流失	56戸	
	半壊	66戸	
	床上浸水	16,412戸	
	床下浸水	138,717戸	
○公共施設	堤防決壊	568ヶ所	
	道路橋梁の決壊および流失	991ヶ所	
○災害救助法	豊中、茨木、高槻、摂津、吹田、池田		
	箕面、島本		
○自衛隊出動人員		2,980人	

昭和 42 年 7 月 北摂豪雨災害の概要

災害後、早速開催されました臨時府議会で摂津の橋本議員が「上流に防災ダムを造る以外手はないのではないか。」と質問をされました。ときの調部長が「河道改修のみでは困難であるのでダムを考えている。」と答弁されております。安威川ダムの公式な発表であったと記憶しています。また、東大阪の平田議員ですが、第二寝屋川の改修につきまして「放出操車場と御厨地区の速やかな解決をせよ。」という質問で、同じく調部長が「来年、昭和 43 年の出水期までには通水できる。」と答弁されました。

このように昭和 42 年の災害は、第 2 室戸台風同様、その後大きな展開に向かう画期的な災害でありました。

北摂災害で印象的なことを申し上げますと、まずは左藤義詮知事の被災地の視察と慰問であります。この写真は中央が左藤知事でその手前が杉原さんで、杉原さんと知事の間におりますのが私であります。これは知事が女瀬川の現場を視察されたときの写真です。

知事はこの時この付近の住宅を一軒一軒訪問され、丁寧に低頭されて大きな声で「申し訳ありませんでした。」と謝罪されました。我々も住民の方もみんなが“もうよいのではないか”と思うくらい一軒一軒続けてまわられました。居合わせた多くの人が知事の気持ちを汲みとり察しながら、真剣なご様子に痛く感動したものでした。いつまでも忘れられない光景であり

ます。昨日、J R西日本の事故に際しての社長さんの
会見がありましたが、雲と泥の差があるといった感じ
であります。



左藤知事の災害現場視察（女瀬川の堤防上 手前は杉原氏）

黒田知事が昭和 47 年の災害のときに災害救助法が
発令された地域を夜遅くまで回られました、このと
きの黒田知事の姿勢は、現地視察と首長さんからの説
明を聞くこと、いわゆる被災地の状況を把握するところ
に眼点があったようで、したがって、被災者を慰問
するという点では左藤知事さんと比べると“薄かった
な”と思うわけであります。黒田知事さんのときは行
く先々で気の毒なくらい怒号が飛び、険悪な空気の中
での被災地訪問でありました。

知事さんの話では中川知事です、阪神淡路大震災
のとき此花の淀川の堤防が沈んだところを見られまし
た後で豊中の方へ慰問のため向かわれたのですが、交
通が酷く混雑していて夜遅くなっても着けない、とい
うので引き返してこられたのです。とても着く時間が
読めなくて、先方にも迷惑がかかるというご判断で引
き返

して
こら
れた
と思
いま
すが、
ご承
知の



ようにこのことはすぐ後で厳しい非難を浴びられるこ
とになりました。後でこそいえることかも知れませ
んが、ああいうときにトップはどんな行動をとるか、
行くべきではなかったか、難しい問いであります。

このお三方の知事さんの対応を比べてみたときに、
非常時にどういう行動をとるべきかについて教訓があ
るのではないかと考えております。

芥川・女瀬川の決壊箇所と浸水区域

出展：大阪府

左藤知事は、女瀬川、芥川に行かれたときは、この
辺の住宅を回られたわけです。



造成中の万博会場予定地（上方は茨木カントリー）

北摂豪雨での印象的なことを、更に一つを申し上げ
ますと、これは造成地中の万博会場でして、こちらが
千里ニュータウン、これが松沢池、そして名神で、万
博の造成地の谷はこの谷であります、三条川と川の

谷筋です。この辺は、茨木カントリーです。

このとき、私は河川課から急遽茨木土木に派遣され、自衛隊の指揮を執らされたわけですが、そのことをお話ししたいと思います。

茨木土木から要請があったことだと思いますが、当時河川課に三宅さんがおられまして、三宅さんと二人で夜になって茨木土木に行くことになりました。安威川を渡ったところで車が通れなくなりまして、徒歩で行きました。いまでもありますが、国鉄のガード下では胸まで浸かってあのガードをくぐったのを覚えております。当日、三宅さんがどのような作業されたのかは分かりませんが、私は朝まで何もなくて、朝早く自衛隊の指揮を執れという所長さんの命令でした。

万博会場造成現場で暫定的に調整池を作ったのです。ここを会場として開発しますから、この下が三条川でまだ未改修、そこで此処に調整池を設けようと堰堤、つまり堤防を造ったわけです。その堤防が危ない、水が吹いているというわけです。



万博会場造成のために設置された仮堰堤

出展：大阪府『万国博関連土木事業「礎」』

自衛隊に派遣を要請したので、私に「現地で指揮を執ってくれ。君に任す。」との所長の命令です。正直ビックリしましたが、そういうことでした。

画面が悪いのですが、当時の写真であります。堰堤、こちらが万博会場でこちらにあるのが名神、ここに堰堤がありますね。延長 190m、高さが 6.4m という本格的な堤防で、水門も一基あります。水を流すためですね。

この仮堰堤は、昭和42年6月に出来ていますから、出来上がってから1ヶ月後にこのような事態になったわけです。現地に着いてみますと確かに吹いていて、この辺から水が吹いていました。

それで、工法は「釜段工」をやろうと。土は手前の方から取ってくれと自衛隊の班長に指示をしまして、作業は 2〜3 時間で終わりました。この作業は大したことではなかったのです。問題はこの原因でして、原因が水門工事の際に設置した仮水路の樋管を撤去するのを忘れたということで、堤防の下に樋管が入っていれば水が吹くのは当たり前でして、お粗末限りない話であったわけです。



仮堰堤と三条川・大正川

出展：大阪府『万国博関連土木事業「礎」』

このときに感心するのが、当時の中川係長の対応が非常に早かったことです。堤防の 190m 全長にわたって「鋼矢板を打とう。」となり、これを指示されました。仮とはいいいましても本格的な構造が求められる堤防でありまして、矢板が無くてはもったのであろうかと思いますが、このような杜撰な工事をやった業者が造った堤防を信用することができないという厳しい姿勢があられたと思います。下流の安全性はこのような事態が生じたことから、一層確かなものにされねばということで、当初 $5\text{ m}^3/\text{sec}$ の許容放流量をさらに縮小して $3\text{ m}^3/\text{sec}$ 位にしたはずで、堤防になお見落としの欠陥があって、万が一が下流に氾濫でもあれば、万博の開催が危ぶまれるという判断をされての決断だったと思っております。

この堰堤は、昭和 42 年の災害を含めまして合計 5 回湛水しました。どれも下流で被害は発生しなかったわけです。この東海道線の工事の見通しが立ちました昭和 43 年 11 月に撤去されまして、1 年 6 ヶ月の間に、5 回操作されて立派にその目的を果たした堰堤でありました。

私もこんなことがありまして自衛隊の指揮を任せられましたが、大変貴重な経験でありました。是非、みなさん方もこのように、特に現役の若い人に一寸無理かなという経験をさせてあげること、仕事を任せてあげることが大切なことだと思っております。

この三条川ですが、この辺が危ないということで堰堤を造ったわけですが、こちら側に付け替えまして大正川とともに改修を進めたわけです。万博開催の一年前の昭和 44 年 3 月に通水をすることができました。

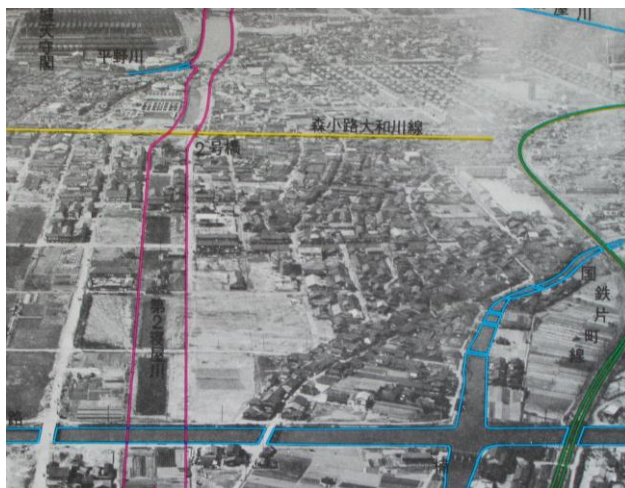


改修なった大正川（境川合流点）

出展：大阪府『万国博関連土木事業「礎」』

この大正川ですが、会場造成の事情もありまして大変急がれましたが、改修計画について建設省の承認がなかなか得られませんでした。当時現場で頑張っておられた谷口さんや安藤さんらのいらだちを買ったと思うのですが、何度かの協議のあとで建設省の飯塚専門官が「よし、これで行こう。」と言って下さったときには、正直ホッとしたものでした。鈴木さんが一緒だったと思います。これで大正川は大阪で一番安全な河川になるかと確信をした次第であります。極力河床を下げ、堤防を低くしまして、下流部は複断面にするというふうなことで低水路の安定を図ったという計画にな

っております。



工事中の第二寝屋川（平野川分水路下流 昭和 35 年）

出典：大阪府『第二寝屋川通水』

第二寝屋川の方であります。調部長の答弁通り昭和 43 年に通水をしました。坂野論文では、昭和 28 年から 38 年の、11 年間で完成されるようになっていたのですが、下流で大阪府が随分激しい抵抗をしました。反対があり遅れて、昭和 30 年着工のところが昭和 32 年の着工となりました。

大阪府の反対というのは、この図で赤線の形ででき上がったのですが、区画で 1 区画です。計画のとおりとすると低水路だけでも 45m、現在は 35m しかないはずですが、低水路 45m に加えて堤防を造るということですから 2 区画いるわけです。これを大阪府が猛反対したわけです。昭和 32 年に大雨があり、これも刺激になったのですが、結局、昭和 32 年から着工することになって、これが分水路ですが、ここまでは昭和 37 年に通水しております。昭和 37 年頃に先輩からよく「大阪府の考え方というのは所詮こんなものだ。地域の外のことはなかなか配慮がいただけない。」と聞かされました。

市に対しては私も随分とお付き合いしてまいりましたが、そういった点が無きにしもあらずでありました。後になって城北運河を一級河川にして洪水を通すという交渉をすることになったのですが、この第二寝屋川開削時に苦勞された先輩の言を思い出しながら、考えたものでした。もちろん事情も変わっていましたが、沿川に迎えらるる方策を用意する、つまり環境という

ことを表に出しまして説得の材料にしたということでした。

昭和 43 年の出水期までに通水ということで、辞令交付時に左藤知事から直々に命じられまして、第二寝屋川開削工事のアンカー所長となられた遠藤（一夫）さんですが、最後の難工事区間の旗を振られました。当時、担当の二工区の皆さんは大いに汗をかかれました。寺村さんが工区長でした。昭和 43 年 11 月、盛大に通水式が挙行されました。

その第二寝屋川の工事で、枚方八尾線付近の工事の折ですが、ある朝、遠藤さんが本庁に來られまして「昨夜また座り込みをされた。」と大声を出されて憤慨されていたことを思い出しますが、本当に必死な構えで昭和 43 年の通水を頑張られたところでありました。

その遠藤さんが最も腹に据え兼ねられたのは、11 月に通水式が行われるという直前に西大阪に転勤させられたことではなかったでしょうか。のちのちまでこのことは折に触れて遠藤さんから聞かされたのですが、もっともだと思うことです。通水式は 11 月 10 日に行われたのです。

第二寝屋川改修工事における 斬新な取り組み

- 11km 余の放水路
- 用水機能と排水機能を完全分離
- 横引き工法
- 旧大和川の伏流水対策
- 大型ファブリダムの採用

第二寝屋川改修工事における斬新な取り組み

第二寝屋川の事業の評価はいろいろあるわけですが、その後の寝屋川の計画や工事もそうでありますように、単に多くの人の汗が流されたということだけではなく、新鮮な試みが実行されたことであります。

思いつくままに挙げましたが、延長 11 km の放水路を府の力でやりあげたということです。他府県ならこのクラスの工事だったら直轄施工ということに当然な

っていただろう、ですけれども府の力で成し遂げたということです。

それから、用排水機能が兼用となっていた元河川楠根川を用水機能と排水機能とに完全に分離をしたことです。河川内の堰をなくし別に用水管を敷設したわけです。そしてまた、ご覧のような新しい工法にも挑戦していったということです。大型ファブリダムも全国初であったと思いますし、横引き工法も一夜にして橋を架け替えるという工法で注目されました。

昭和 43 年に第二寝屋川が通水しましたので、寝屋川の事業は、恩地川上流部、楠根川上流部、平野川上流部そして寝屋川の本川中流部に向かうことになりました。昭和 44 年～45 年、私は現場におりまして、こういった 4 河川の地元説明に明け暮れたわけです。

都市河川課が発足したのが、昭和 46 年 1 月 11 日です。正月休みを十分に取って工営所に出勤してきましたら、河川課の鈴木さんから電話がありまして「明日から、都市河川課になる。」という話でビックリしたわけですが、石川課長も 1 月 11 日で府を退職されるということで、二重の驚きでした。後任が伏木さんだったのですが、伏木課長の心中は相当複雑なものがあったのではないかと感じておりました。

事情はよく分かりませんが、一般論として、私も府の役職を種々経験してから申しますと、やり方はともかくとして、人事や組織の肝心なところを如何にするかということは時のトップの本務でありまして、周囲の思惑や期待などを待たずに決断されて良いことと思っております。

石川さんと那智さんが大局的な視野で計略されたことと思っておりました。後の展開からしましても先見のある改組だったと私は思います。『大功を成す者は衆に謀らず』といいますが、正にそんな気がしております。

昭和 42 年の災害後は諸河川の計画策定など、下から 3 番目になりますが、大変忙しい作業となりました。災害後の 9 月の補正予算の部長説明の段階ですが、調部長が「要求が少ない。計画のない河川は全川計画を策定できるようその費用を要求せよ。」と、こういうこ

とおっしゃったわけです。当時、大阪府の河川は改修計画のあるものが少なく、道路課あたりから協議してくるとその都度将来を見越した計画を作って回答していたということもありました。そんなことも部長には聞こえていたのだと思いますが、調部長の「一声」で当時のお金で3,000万円上乗せしまして要求しました。これが満額つきました。河川計画の策定の時期がこの頃に多いのはこういった事情がありまして、測量図ができますとすぐ現場へ出かけて行って現場の人といろいろと計画を議論したわけです。

策定の段階の話ですが、未だに忘れられないのが、赤松岸和田土木の所長が「河川は曲がったままでよいのではないのか？金盛君」とおっしゃいました。もともとだと思うのですが、それではなかなか国の方で計画が通らないものですから、「中小河川はできるだけ早く海に流すのが基本です。」とか、「法線は極力直線にすべし。」とか、国でしょっちゅう聞かされていることを申して進めました。所長には答えにならないようなことだったんですが、計画が通らないのだということを上申して地に着いた議論をしなかったのは、いまでも氣になっています。

2-5 昭和46～47年

伏木河川課長・那智都市河川課長の時代

昭和46・47

伏木河川課長(昭和46.1～47.4)
那智都市河川課長(昭和46.1～48.7)
都河・河川係長(46.6～51.3)

- ◆異常潮位頻発(46)
- ◆梅雨前線豪雨(47) 台風20号(47)
- ◆東大阪地域防災総合対策連絡会議発足(47)
- ◆大東水害訴訟提起(47)
- ◆淀川工事実施基本計画改定
- ◆事業などが完成 【46】大津川高潮、正連寺川利水、
【47】旧猪名川緑道、神州橋
- ◆事業などに着手 【46】内川、西島川、大川低水護岸
東除川放水路 【47】王子川水門・P場 毛馬ポンプ場、
堂島川下流部、国鉄上神崎川橋梁、箕面川ダム建設段階

- 寝屋川治水対策の段階的な整備
- 住道地区の改修
- 中ノ島の撤去
- 工事損害補償ルール

伏木課長・那智課長時代の特記事項

昭和46年、47年は伏木さん、那智さんの時代であります。

昭和47年の東大阪を中心にした2度の水害、これは都市河川行政の遅れとその重要性が全国的に認識を

される契機ともなった災害でした。以後、都市河川対策が強力に推進されることになりましたが、また一方で、都市河川の災害は人災ではないのかといった方向に世論が向かう災害でもありました。

先程もいいました黒田知事の災害現場の視察であります。門真市内です。写真の説明者は当時の府会議員で馬場さんという方です。このときの黒田知事は災害救助法が発令されました地域を丁寧に戻らされたのですが、知事には厳しい周囲のなかの視察でした。この時、知事は現場の実情や被災地の声に触れられまして、「治水は遅れている、力を入れなくては。」という思いを強く抱かれたと思っております。何故かといいますと、この後、時勢とはいえ治水の予算がぐっと伸びてきます。



黒田知事の災害現場視察（門真市）

私はこのとき河川係で事業を担当していたのですが、災害後の改修事業の進め方につきましては、段階的な施工の必要性を痛感し、これを那智課長に提案をしました。即決を得ました。

いわゆる、30mm対策、50mm対策ということではありますが、那智課長にあまり細かい説明はする必要はなく、「よし、それで行こう。」ということでした。中小河川にこういった段階的な施工、30mm、50mmといった段階施工などない時代でありまして、建設省にこの方針を説明に参りましたら、専門官が「なんだ、東京の美濃部知事のシビルミニマムの真似か。」ということで揶揄をされました。その後、中小河川の当面の計画目標が50mmになったことはご承知の通りです。

災害後には、知事を会長とする東大阪地域防災総合対策連絡会議、いわゆる「東防総」と当時いわれましたが、これが発足しました。これにより東大阪の防災総合対策の策定と対策の円滑な推進のための連絡調整が行われることになりました。この会議には、別に学識者で構成されました委員会が設けられましたが、当時、谷口さんとか青島さんなどが精力的な活動をされていました。

東大阪地域水防災総合長期対策基本方針
S49.12.24 決定

- 水防災対策の目標
 - 昭和60年度までに1650m³/secを対象に水防災施設を整備する
 - 今後の市街化の動向、下水道の整備水準等を勘案して流量増に対処する方策について引き続き検討する
- 寝屋川水系改修事業の促進
 - 太間P場から260m³/sec、城北運河から200m³/sec排水することを前提に、850m³/secの河道改修を進める
 - 河道改修は、治水緑地の整備とあわせて、昭和55年度までに概ね時間雨量50mmに対処し、昭和60年度までに全体事業を完成する
- 総合防災緑地の整備
 - 約130haの治水緑地を整備する
 - 治水緑地は、総合防災緑地として整備する
 - 昭和60年度に全機能が発揮できるよう整備する
- 内水地域の排水強化(略)
- 開発規制等の強化(略)
- 地盤沈下防止対策および水質防止対策の強化(略)

東大阪地域水防災総合長期対策基本方針（昭和49年）

昭和49年12月に基本方針が出されました。この中で線が引いてありますように、昭和60年度までに1,650m³/secを対象に施設を整備する、下の方になりますが昭和55年度までに概ね50mmに対応させる、昭和60年度までに全体計画を完成するということがうたわれました。確かな目標が示された、この意義は非常に大きいものがあると思っています。この検討が進められるにつきまして、学識の委員会から計画調査報告書が出ております。いま読み返してもなかなか含蓄のあることが書いてあります。是非、暇があったら、とくに若い人には読んで頂きたいと思います。

このように災害後、大阪府は計画論にしっかりとした根拠をもち、推進体制を一層強化して諸事業を展開していくことになったわけですが、建設省においても都市河川対策が強化されてきてこの波に乗って、中でも寝屋川流域の治水対策は強力に進められることになったわけがあります。

これは昭和47年以降の新規事業を拾ってみたのですが、都市河川とか流域対策という文言が非常に多く

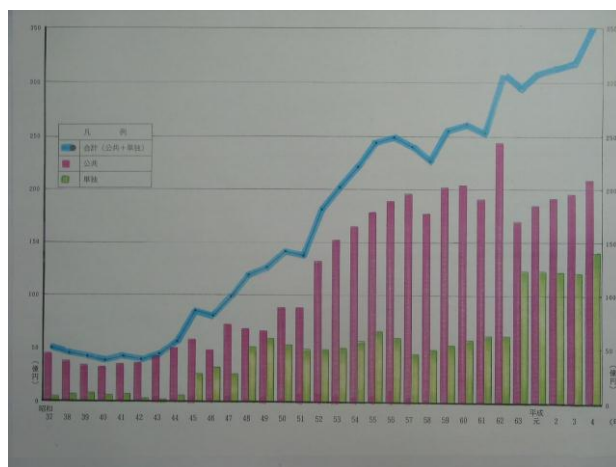
なります。都市河川を対象にして次々と新しい事業が生み出されていったわけです。

昭和47年以降の 国の新規事業

- 昭和47年 第四次治水事業5ヶ年計画、流域調整河川制度、準用河川制度の拡充
- 昭和48年 都市河川治水緑地事業、防災調節地事業
- 昭和50年 準用河川改修事業
- 昭和51年 河川激甚災害対策特別緊急事業、工作物関連応急対策事業
- 昭和52年 「総合的な治水対策の推進方策についての中間答申」
第五次治水事業5ヶ年計画、多目的遊水地事業
- 昭和53年 雨水貯留事業
- 昭和54年 総合治水対策特定河川事業
- 昭和55年 都市河川総合整備事業
- 昭和56年 都市河川緊急整備事業
- 昭和57年 第六次治水事業5ヶ年計画
- 昭和58年 流域貯留浸透事業、第一次急傾斜地崩壊対策事業
- 昭和59年 特定河川流域総合整備事業、特定保水地整備事業
- 昭和60年 特定河岸地水害対策事業(H2より宅地等水防災対策事業)
- 昭和62年 「超過洪水対策及びその推進方策について」(河川審議会)
・高規格堤防の概念の導入

昭和47年以降の国の新規事業

事業費の方もこんな風な伸びでございます。昭和50年～55年は2.5倍位まで伸びています。残念なことに平成9年がマックスでありました。その後、減っております。



都市河川課事業費の推移

一方、府の方ですが、都市河川課の事業費の資料がありましたから拾ってみたのですが、これがその事業費の推移でありまして、赤が公共で、黄色が単独で青が合計でして、ここが昭和47年で約100億、50年で150億、53年で200億、56年で250億といったように急速な伸びで事業費が確保されて事業が促進されたわけです。

この急速な伸びの前後9年間、私は都市河川課におりまして、たびたび上京しまして予算確保に微力を尽くしましたが、建設省は「大阪の河川の取り組みに金

を付ける。知事には関係ない。」といってくれまして大変ありがたかったのを覚えています。このような事業費をもって都市河川事業は強力に進められたわけです。

私は、住道地区の河川改修あるいは治水対策は、我が国の治水史に残る事業だと確信をしております。

この写真で見るような地域がこうに変わったわけでありまして、河川事業がきっかけとなりまして、河川がリードして鉄道の連続立体事業を興し、再開発事業を立ち上げまして、市の表玄関である駅一帯の街づくりが行われてきたのであります。

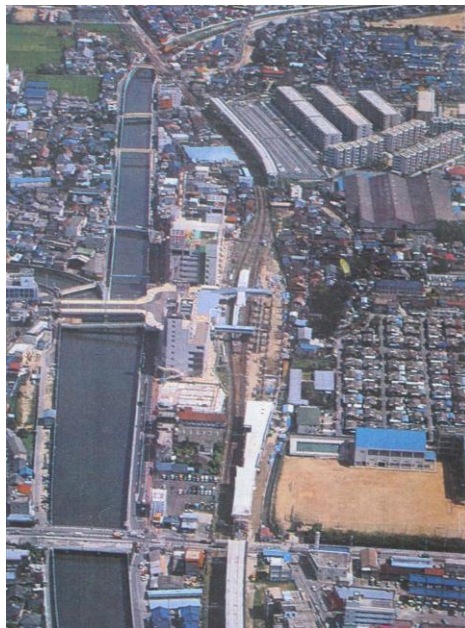
劣悪を極めた事業の実施環境のなかで、この街づくり事業は進められたのでありまして、その広さ、深さ、濃さ等は他の追随を許さなかったところであり、なによりも地域が納得をする形で事業が仕上がったことが誇れることと思います。単に汗を流したという事業ではないのであり、土木学会の技術賞もむべなるかな、であります。

住道地区の改修事業等については、たくさんの方がタッチされていて、それぞれの立場でいろいろと話があるはずであります。

私は、ここで「中之島の撤去」ということについて触れてみたいと思います。これが中之島でございます。ご承知のように延長が 500m 程ありました。ここに、100 世帯ほどの韓国や、朝鮮の人達が住んでおられました。地盤沈下もあってしょっちゅう浸水も起こしておりました。昭和 47 年の出水でこんな状態で、これは少し水が引いた段階のものです。



改修前の住道地区



改修後の住道地区（連立事業は工事中）



中之島の浸水状況（昭和 47 年）

第二寝屋川の通水後、改修は第一寝屋川に移りまして、徳庵から鴻池、灰塚と次第に上流に向かったわけですが、この中之島の最初の地元説明会は大変緊張した雰囲気での開催でありました。しかし、地元説明はしましたものの下流地区の改修が先でありまして、昭和 47 年の災害時にはまだ用地買収もできていませんでした。

災害後に、大東地域の治水に命を投げ打つという必死の思いを抱かれて議員になられた大東先生と那智課長が、この中之島を含む住道一帯の治水対策について話し合いをされました。この場で那智課長がこの島の撤去を来年の出水期までに必ずやりますと約束をされ

たのです。それまでの状況から、1 年足らずでは極めて厳しい期限であったわけですが、大東先生も必死で、那智さんもその辺を受けとめられて腹を決められたと思うのです。“総力戦でやればきっと出来る。”、“この時期を外したらまたまた遅れる。この時期を逃してはならない。”、“これこそ正念場である。”という固い決意であられたと思いますが、傍におりましてそんなお気持ちがよくうかがえました。大東議員も約束を聞かれ安堵されと思います。

その後は、工区の田中工区長や桜井さんらが精力的に活躍されました。その状況がいちいち本課の方にも伝えられ、非常に緊張した中で約束通り 1 年間で中之島を撤去（立ち退きを完了）することができました。

解決に大きな効果があったのは、代替住宅を用意したことであります。土地は、都市計画決定をした大東市の公園用地でありまして、市には異存はなかったのですが、府内の公園関係課ですとか、あるいは都市河川課の中でも「それは少しおかしいのではないか。」という批判がありました。そういう批判は小さいことといっっては変ですが、そういう正義はときに大事の支障になるわけですし、もちろんその種の批判はときには無視して進めなければならないわけです。

こういう、ある大きな事業をやるときにはそれだけの英断がないと、なかなか事業はできないわけですし、代替住宅がなければ約束の時期の撤去はできなかったし、住道の改修も遅れたと思っています。

2-6 昭和 48～49 年 藤岡河川課長・ 那智/遠藤都市河川課長の時代

昭和48・49 藤岡河川課長(昭47.4～50.3)
那智・遠藤都市河川課長(昭46.1～48.7 ～53.3)
都河・河川係長(46.6～51.3)

- ◆東大阪地域防災総合対策応急3ヵ年計画策定(48)
- ◆砂防指定地内行為許可基準の策定(48)
- ◆物価高騰によるスライド実施(48)
- ◆河川管理協力員制度(49)
- ◆事業などが完成 【48】長瀬川水門、旧猪名川P場、両島橋
【49】寝屋川下流部
- ◆事業などに着手 【48】中島川、神崎川 & 西島川緑道、
木津川浄化、清滝川、松尾川
【49】寝屋川治水緑地採択、平野川分水路P場地沈採択、
清滝川分水路、恩智川緑道

藤岡課長・那智/遠藤課長時代の特記事項

昭和 48 年、49 年は藤岡さん、那智さん、遠藤さんの頃ですが、事業がどんどん進んでいった時代で、石油ショックでスライドなんかをやったときでもあります。寝屋川治水緑地や分水路のポンプ場の地盤沈下対策事業が採択され、事業に踏み切ったときであります。私はこの頃ずっと都市河川課で継続しておりまして、どこが区切りか分からないところがありますので、つきへ参ります。

2-7 昭和 50～52 年 中川/杉原河川課長・ 遠藤都市河川課長の時代

昭50～52 中川・杉原河川課長(昭50.4～51.8 ～54.5)
遠藤都市河川課長(昭48.8～53.3)
都河河川係長(46.6～51.3)主幹(51.4～55.3)

- ◆大東水害訴訟第1審判決、住民勝訴・控訴(50)
- ◆大東水害訴訟第2審判決・住民勝訴、上告(52)
- ◆寝屋川全体計画・1650m³/sec(50)
- ◆寝屋川流域浸水被害・3回(50)
- ◆安威川ダム建設対策協議会発足(51)
- ◆激特制度発足(51)
- ◆事業などが完成 【50】国鉄桜島線 【51】北河内土石流テレメーター、東横堀川 【52】田尻川高潮、古川水門、阪神本線橋梁
- ◆事業などに着手 【51】大間P場、安威川ダム実調 【52】讀良川土佐堀川耐震
- 住道地区応急工事(50)
- 寝屋川治水緑地(南端線、関西電力変電所)
- 恩智川治水緑地(池島縮小、他地域分散)

中川/杉原課長・遠藤課長時代の特記事項

昭和 50～52 年は中川さん、杉原さんの時代であります。大東水害訴訟の第一審判決がでました。住民が勝訴しまして庁内外に大きなショックが走りました。河川課の方で担当された事件だったのですが、事が信じられなくて何か陰鬱で支えを失ったような、しかも憤懣やるかたなく、ことの重大さを日が立つにつれて痛感したわけでした。河川課の方の会議に何度か参加しましたが、重苦しい会議だったと記憶しています。この訴訟につきましては、お話になるに適当な方がたくさんいらっしゃると思います。一つの講演としてこれだけでできると思います。

都市河川課では、住道地区の改修、平野川の改修、治水緑地などが強力に進められた時代であります。その中で昭和 50 年に 3 回浸水被害がありました。ここではこれを契機にやることになった住道地区の応急工

事、あるいは治水緑地の面積縮小といったことをとり上げてみたいと思います。

まずは応急工事ですが、昭和 50 年の 3 回の災害で 7 月の浸水が一番大きかったわけですが、これを契機にして家の中に連続してコンクリート擁壁をつくるという前代未聞の工事をやっていったわけです。

住道地区の災害のときの模様です。これが駅へ行く橋で恩智川では下の方は中之島が取れて広がった状態で、同じくもう少し下のほうですが、この辺が八尾枚方線です。これはもう少し上流から駅前の橋を見た状態です。恩智川の左岸この家の中にコンクリートの堤防を造っていこうということになるわけです。



住道地区の洪水（昭和 50 年 7 月）

これは上流の生駒山の方を見たところですが、こちらが恩智川の左岸、この家の中に堤防をつくっていきます。こういうことが行われたのですね。家の中の排水をしているところです。



排水作業中（昭和 50 年 7 月）

これはアーケードです。駅から東の方に出ていくので東側商店街とっていましたが、どちらかが恩智川サイドであります。この商店街の中に擁壁を造ったわけです。



家屋内に施行した応急コンクリート擁壁

これが家の中で施工したコンクリート壁でありまして、ここが出入り口で、ここにある扉を出水の日にははめて水を遮断するということであります。

この応急工事は吉田所長の思い切った決断であり、苦渋の選択であったと思います。用地提供者である商店街の川沿いの方との用地交渉が大変難航しました。また、用地にかからぬ方も後々まで川と連立の谷間のようなところに残されるということと、駅前のような再開発も期待できないことから、周辺対策として地域整備を求めるがなかなか要求が満たされない。

一方では改修を急げという要求も当然一般住民にはあって、再度出水を迎えるということは許さないという言い分がありました。工営所に対して厳しく早期の解決が要求されていたのですが、その度に事業説明会などは険しい雰囲気、ある説明会では出席者全員が跪いて、皆さんの前で協力を要請するという一幕もあったとのことでした。

このコンクリート擁壁の応急堤防は、吉田所長の窮余にして新展開を図る奇手であったと思いますが、こ

の提案を用地提供者がのまれたのです。そこでその工事説明会には本庁も加われということで、大主幹の松岡さんと一緒に地元交渉に行きました。

説明会は地区毎に分けて開かれ何回か行きましたが、テープが回ったような交渉で緊迫感もありましたが、少人数でもありましたので険悪な空気や強い反対を私は覚えておりません。むしろ商店街のみなさんがそれまでの寝屋川工営所の地に着いた努力を認められてきた、これは必ずしも工営所の責任ばかりではないという認識が芽生えていたと思っております。このままで9月にまた浸かれれば、地権者も非難されるという思いが地元にもあったということで話が進んだと思います。

これは外ですね。こちらが内側で階段がついていまして出入りをするのです。この堤防が600m続いたわけです。

工事は、住民のみなさんと大東市の必死の取り組みで、商店街が休みのお盆休みにやっけてしまおうとの申し合わせ、その通り概成をしました。9月の出水期に間に合ったということですが、これにも後日談がありまして、この種の工事は緊急工事として、契約は後ということになります。

工事は大東市に委託するもので、市との随意契約、これを工事が終わって委託の決裁書類を持ちまわりましたところ、この委託契約書が庁内をなかなか回らないのです。「施設の性格はなんだ。」とか、「承諾書はどうなっているのだ。」「事故があったときの責任はどうなるのだ。」とか、そういう調子で行く所行く所でつめられるわけです。財政課だったか審査課だったか、一部を飛ばしたのを覚えています、正確に言えば判を押すことを拒否されたわけです。

そんなことで飛ばすところは飛ばして副出納長の所まで行きましたら、ちょうど副出納長さんがこの擁壁の記事がでている新聞を読まれたばかりのところでした、「なんだ、この工事か。」ということでありました。「ご苦労さん。」と労われ、印をいただきました。やっぱり上の人は違うなと思った次第でした。

こういう工事は、最初からこの工事をやりますとお伺いを立てたら、絶対に出来ない工事であると改めて

思ったことでした。こんなところでも小さな正義が、大事の支障になるのではないかと示しています。



家屋撤去後に残ったコンクリート擁壁

後に水資源（公団）の総裁になられました近藤さんが、京浜工事の所長で鶴見川などの担当をされて頑張っておられるときに、この話を是非に同じような鶴見川流域の人に紹介したいので写真を送ってくれということで送ったのですが、いまご披露した写真はその一部であります。全国の都市河川で「東の横綱は鶴見川、西の横綱は寝屋川」と、こんな風に言い合い、お互いに情報を交換し現地も見せてもらいながら、常に相手を意識して頑張ってきたわけです。

商店街が無くなり、擁壁だけが残った状態です。こういう風に続いております。ここにありますが、片町線の旧住道駅です。

昭和 50 年の 9 月にも 6 号台風で浸かりました。これは先の 7 月の 1/10 程の浸水の面積で、両者を比較してみましたが雨が全然違いますので比較になりませ

ん。9 月も浸かっていますが、このときは堤防から溢れるということはなかったと思っています。

つぎが、寝屋川恩智川治水緑地の計画線の問題ですが、これは寝屋川と恩智川、両治水緑地の計画線を地元から縮小の要望があったときにどう対応したかという話であります。

まず、寝屋川治水緑地ですが、深野地区という集落があり、ここも最初、他の地区と同様に大変厳しい反対がありました。最初に江尻さんに行ったときには灰皿が飛んできました。真鍋さんが工務課長をやられていたのですが、住道の方が大変忙しくて、こういう計画論の交渉は本庁でやれということもありまして本庁の方で交渉に行きました。交渉を重ねていきますと軟化をされてきてまして、結局南の線、地区にとっては北の境界をどうするかというところになったわけです。



寝屋川治水緑地（下方が深野北地区） 提供：大阪府河川室

はじめはこの辺まで引いていたのですが、これでは村の発展がないのでもう少し北にやれということになりました。そんなに譲れないということで大東市が途中で幹旋案をもってきました。ここの里道まで後退したらという市の幹旋でありましたが、そんなことではとても治水の安全が保証できないということで、それ以後は大東市を通さずに府の方で直接交渉することになりました。

ここに権現川がありますが、権現川でこの地区が分断されていますから、権現川を付け替えることによって川による地域の分断をなくし、法線的に譲れるところまでは譲って問題を解決しようと提案しました。こ

れに乗ってられました。地元が乗りかけられましたら、権現川ののど首にあたるところで関西電力が変電所を設けるということで、これはもう地元に入っておられてボーリングまで始めている。関電のことですから地元へのサービスがありまして、例えば、集会場を作るということが提示済みになっていることが分かりました。すぐに関電と交渉して諦めてもらいました。

地元の方もそういったことまでするといよいよ府は本気だなということで、権現川を付け替えて地域分断をなくし、それをもって南端線としようということで決着をみたわけです。

大分後になりまして、河川砂防課長のときだったのですが、当時の地域の代表者4人ほどが、近くまで正月の挨拶に来たということで来庁され、「あのときはいろいろと世話になった。」といってくれました。こういうことがありますので、土木の仕事はすばらしいものがありますし、苦勞のしがいがあります。

それから恩智川の方ですが、これも面積の問題がありました。当初は82haでした。今は40haあまりで約半分になっているわけです。そういう面積問題が出てきたわけですが、これも当初は大変きつい反対がございました。八尾側は三野郷農協、東大阪側は縄手農協という農民の方々を中心としまして大きな反対がありました。昭和47年～49年位までおよそ3年間反対運動が続いていたと思います。

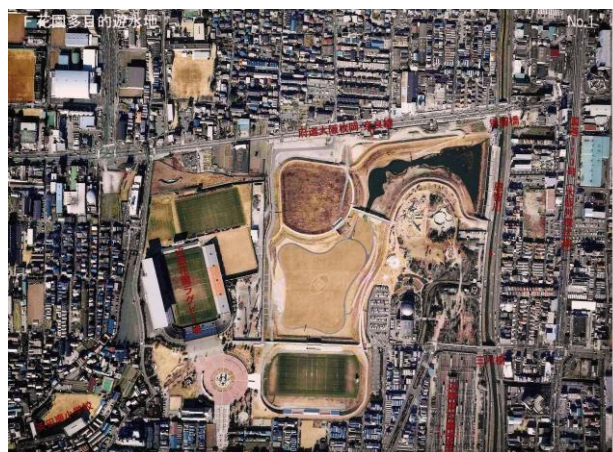
82haに拘わっていると全体を失いかねない、たとえ縮小化を実現できてもずっと事業が遅れることになるのではということで、半分に縮小されることになりました。



恩智川治水緑地 提供：大阪府河川室

計画以前から地域には市街化区域編入への要望があり、協力条件にこれに応えることとすると、ここでなくなった半分をどこに目処をたて担保してもらうかということが鍵になったわけです。

当時、八尾市や東大阪市のトップに近い人と秘密裏に何回か交渉を重ねましたが、腹を割って話せる方々で、そういう人がトップの近くにいたことが幸いしたのですが、結局ここを40ha余りにして残りを、東大阪サイドは花園に、八尾サイドは最終的には法善寺ということになったのですが、八尾側の上流でどこか求めるということで決着しました。候補地の斡旋については確認書を取り交わしたと思います。



花園治水緑地（右：恩智川） 提供：大阪府河川室

市街化区域へ進むということにつきましてはそれぞれ東大阪市、八尾市で対応してもらおうということで両市の宿題になったところでございます。

両市の、どちらから先に買収をやるかということも当時問題になりました。八尾区域から先に行くのか東

大阪区域から先に行くのかと。八尾の水を溜めるから、八尾の上流から来る水をカットするのであるから、八尾の方から先にやろうとなりました。ところがあとになって先に買収に来てもらった方が良くいとなって、池島の方から「早く買収に来てくれ。」という声が出てきましたが、とにかく当時は、まだそんな雰囲気ではなくて八尾の水だから八尾からいくということで、両市長の了解を得に行きました。

2-8 昭和 53～54 年 杉原/廣田河川課長・遠藤/吉田都市河川課長の時代

昭53・54 杉原・廣田河川課長(昭51.9～54.5 ～56.3)
遠藤・吉田都市河川課長(昭48.8～53.3、～56.3)
都市河川主幹(昭51.4～55.3)

- ◆大阪府防災テレメーター設備全体計画策定(53)
- ◆古川、一級河川に指定(54)
- ◆平野川流域が浸水被害(54、12029戸)
- ◆事業などが完成 【53】住道駅前再開発、王子川水門/P場、西島川河道、東横堀川浄化水門 【54】桧尾川、楠根川
- ◆事業などに着手 【53】寝屋川治水緑地、飛鳥川、妙見川、石津川浄化 【54】恩智川治水緑地、古川地盤沈下、平野川上河道整備、檜尾川、楠根川、住吉川、寝屋川分水工、平野川河道、箕面ダム定礎式

○平野市町P調整運転の確認書(51)
○住道地区の整備 ・ 暫定橋梁(片町線、可動橋)
○寝屋川治水緑地 ・ 平野川/分水路の改修

杉原/廣田課長・遠藤/吉田課長時代の特記事項

昭和 53～54 年は杉原さんらのときですが、国が都市河川向きの総合的な治水対策を積極的に展開していた時期であります。先進の府県である大阪府も国と一体感をもって取り組んで、全国的先陣を切った新規事業の採択が始まった時代であります。

この時期、下の方に平野川市町ポンプ場の調整運転とかが入っています。調整運転について述べてみたいと思います。

調整運転につきましては、私は、当初の市下水道局との折衝、確認書の手交、水害裁判の証人尋問の出廷など忘れられないことがたくさんあります。

そもそも調整運転とは何であるかといいますと、改修途上で余裕のない平野川、平野川分水路に大阪市が東南部治水のためにポンプ場を計画規模の容量で建設をし、排水しようとしたことから取らざるを得なかった処置であります。これは本当にやむを得ない処置で

ありました。

昭和 47 年 4 月に市長から平野市町ポンプ場の設置許可の申請がありまして、同年知事が許可されておりますが、このとき、「放流はその都度河川管理者と協議する。危険水位というのを設ける。」ということで許可されました。

こういったことの基本的な考え方は、下流が感潮区域であること。したがって水位が変動して流下能力が一定しない。余裕のあるときもありないときもある。余裕があるときは流したらよいのではないかということが基本であります。したがって、放流量の調整が約束されるのであれば、流下能力を超えてといっちは変ですが、途上でも許可しようという姿勢であったわけです。

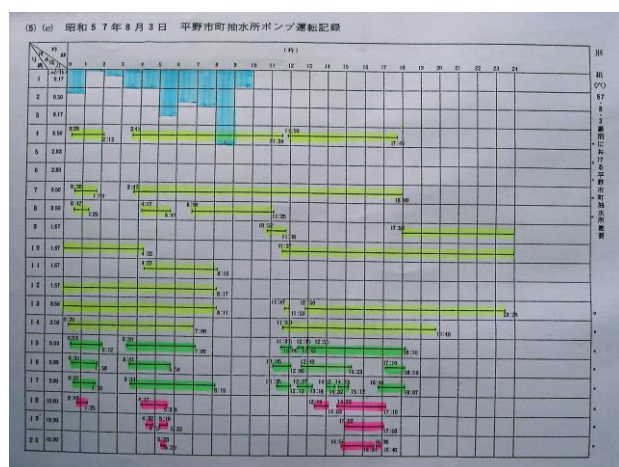
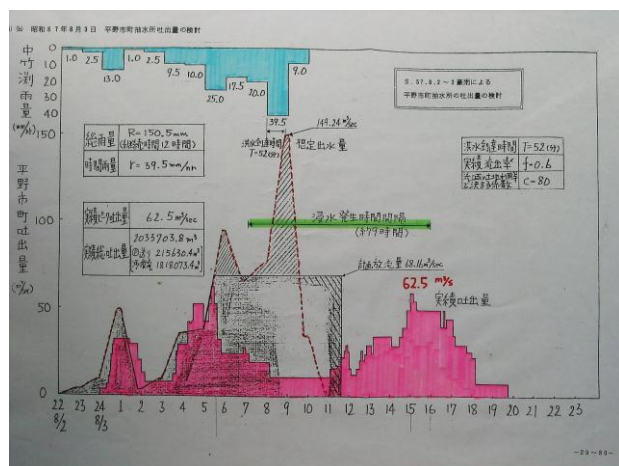
それが昭和 50 年 7 月に浸水被害がありまして、東南部の市の浸水対策は改めて市の緊急の最重要課題となったのです。そこで市は計画全量を作りますということで増量の協議にいられたわけです。基本方針に変更はなく、しかし、一層方針を確かめようということで調整運転をすることに関して、知事と市長間で協定書を結ぼうと交渉しましたが、これには市の内部に強い異論がありましてできなかったわけです。やむを得ず当時、主幹だった私と下水道局管理課長間で確認書を交換しました。

確認書の締結も建設省で話題になったのですが、「何故そんなことまでしたのだ、大丈夫なのか。」と心配する人や、浸水があったときに「個人が訴えられないのか。」と、半分バカにされたような調子であり、いろいろとございました。従来の対応からすると尋常ではなかったとは思いますが、建設省の反応は総じて好意的ではなく予想外のことでした。

市はその後、計画通りポンプを増量され管も敷設されました。そして昭和 57 年 8 月の豪雨に対して確認書通りに調整運転を行われた結果、ポンプ場周辺が水に浸かるという不幸に見舞われたわけです。

調整運転の実態に触れますが、上が雨で最高が 39.5mm の雨です。この雨を計算しますとこういう出水になります。ところが 60m³/sec しかポンプ容量が

ありませんので、実際には下の線のようになります。
 ここで $60 \text{ m}^3/\text{sec}$ は実際は $62.5 \text{ m}^3/\text{sec}$ ですが、河川の水位が上がり、危険水位になりましたのでポンプを絞りました。そして水位が下降したので、ポンプを元に戻しました。ここからここまでの間に本来動かすことが出来たポンプを止めていたということになります。この間が調整運転です。その結果、この間浸水していたわけです。



調整運転の実態

出展：大阪府『平野川水害国家賠償請求事件訴訟記録』

図で、ポンプ毎に見ると、赤が1台あたり $10 \text{ m}^3/\text{sec}$ 、緑が $5 \text{ m}^3/\text{sec}$ であります。赤のポンプが3台ありますが、ほとんど動いていなくて水が引いてから動き、一気に出したのでこれだけで浸水が解除されました。

このときは、ポンプ場に地域の住民が押しかけられたようでして、扉を叩くとかいった陰湿な様子だったようです。地元の人もこういったことが何度も繰り返

されて浸水の事情が分かってきて、「こんな浸水被害は許されない。訴えよう。」と起こされたのが、平野川の水害裁判であります。

調整運転による浸水については、後の裁判に証人として出廷し、関わることになりました。



平野川上流域の浸水 (青色：浸水区域)

2-9 昭和55～58年 廣田/三隅河川課長・吉田/藤井都市河川課長の時代

昭和55～58 廣田・三隅河川課長(昭54.6～56.3、～59.3)
吉田・藤井都市河川課長(昭53.4～56.3、～59.3)
箕面川工務課長・茨木所長(昭55.4～57.3、～59.3)

- ◆台風10号と低気圧(57、床上10610戸)
- ◆平野川育和訴訟(第一次)提起(58)
- ◆大東水害訴訟最高裁判決、破棄差戻し(58)
- ◆事業などの完成 【55】毛馬P場、恩智川ショートカット部、太間P場1期工事、女瀬川分水路通水 【56】住道駅付近概成、今川浄化導水路、寝屋川治水緑地Aゾーン機能発揮 【57】箕面川ダム、水間地区地すべり 【58】平野川分水路P場、一庫ダム(水資源)
- ◆事業などに着手 【55】狭山池ダム実調、平野川河川浄化、金熊寺川、穂谷川、梅川 【56】打上川治水緑地、平野川街路下調節池、第二寝屋川河道、春木川 【57】西除川激特、安威川環境広場、樫井川、百済川 【58】堂島川耐震、木津川高潮、

- 業者対策(指名、倒産、現場事故) ○住道大橋、会所橋、宮尾鉄工
- 安威川環境広場整備事業着手 ○57豪雨
- 58豪雨安威川の増水 近畿自動車道の無料開放要請

廣田/三隅課長・吉田/藤井課長時代の特記事項

昭和55～58年、私は現場にいました。ご覧の通りに多くの河川事業が完成しており、また、新たな事業が着手されていきました。毛馬のポンプ場、住道地区、太間のポンプ場の1期、箕面川ダム、平野川分水路ポンプ場などが相ついで完成し、打上川の治水緑地、地下河川が着手されています。前課長の時代から続き、前へ前へと打って出たにぎやかな時期でありました。

昭和57年に南大阪を中心にして大きな災害が発生

しました。この時、茨木土木の方にいまして、水防本部から「トラックに土俵を満載して待機しておれ。」と言われ、待機しておったのですが、中環が不通となり出動することはありませんでした。

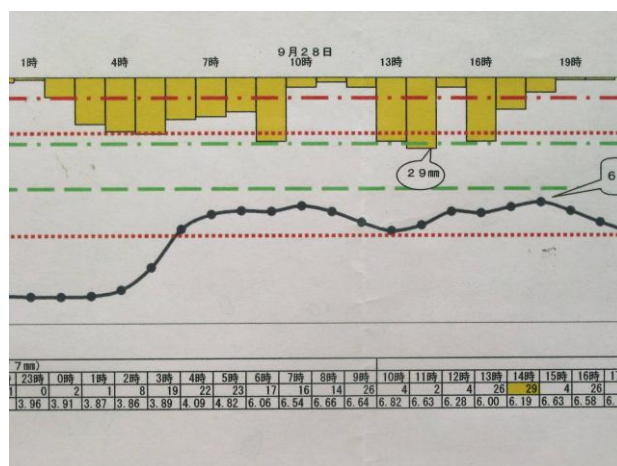
大東水害訴訟の差し戻し裁判の最高裁の判決があり、また、平野川の育和訴訟が提起されました。

寝屋川工営所の工務課長におります時、このときもみなさん方に随分助けていただきましたが、いろいろな事件やトラブルが起きました。業者対策でも結構苦労しましたし、工事施工中の業者が続けて 10 件ほど倒産するということもありました。住道地区や水走地区の橋梁改修はなかなか進みませんで、胃の痛くなるようなことがありました。後に、人間ドックで「あなたは十二指腸潰瘍を以前に患っていますね。」といわれました。自覚は全く無くて自然に治っていたようでした。



昭和 58 年安威川の出水状況（中環より上流）

昭和 58 年に肝を冷やしたときの話をします。これは昭和 58 年の鳥飼付近の安威川の出水状況であります。このときは、HWL の 50cm 下まで水位が上がりました。樋門の横から吹いたり、中流部の目垣や鮎川付近では堤防から漏水しましたので、水防作業を実施しました。私は、茨木土木事務所の所長室にしまして、降雨状況や現地からの報告を聞きながら最悪の状態になったときはどうするかと、水防計画書などを出しまして密かに思索しておりました。



安威川の水位と降雨（昭和 58 年） 提供：大阪府河川室

朝から雨が降りまして、水位がどんどん上がって、これがHWLでこれが当時の堤防高です。赤がいまの堤防でこっちがHWLでこれが警戒水位ですが、このHWL付近までぐっと上がるところで運良く、午前 9 時から 3 時間ほど雨が止んでくれたのです。また降り出したのですが、この 3 時間がなければおそらく安威川は最悪の事態になっていたと思います。

今からいえることですが、このことが安威川流域の治水安全上からいってどうだったか、非常に不遜なことを承知でいいますが、その後の安威川ダムの展開を見ておきますと、この出水のときもっと深刻な事態になっておれば、安威川ダムの展開も一段と違った形になっていたのではないかと思います。

このようなことを感じる人はあちこちにおられるようでして、地元の方々にもそういうことをおっしゃる方がいらっしゃいました。複雑なことではありますが、とにかくこのときはこの程度で助かったわけです。

このときの雨に関してもう一つ申し上げますと、実は安威川からは溢れなかったのですが、その南隣を流れている味生水路という水路が神崎川からの逆流もあって氾濫をし、中央環状線が浸かりました。



中央環状線の冠水（昭和 58 年）

向こうに見えるのが新幹線です。道路はもう開通していますが、その浸水によって中央環状線が止まったのです。それで公団の吹田管理事務所に電話して「大阪の大幹線が通行止めになっているので近畿道を開放してくれ」と要請しました。近畿道もできて間もない頃で、初めは何を言っているのだといった調子の扱いでなかなか取り合ってくれなかったのですが、近くにいた所員がビックリする位の大きな声を出して電話口の人に訴えたのです。中環という幹線であるということ、上はスースーと通っているのだから何とかならないのかと、しつこく申し上げたら、「しばらく待ってくれ。」となり、「大阪府の正式な要望なら検討します。」という返事が返ってきました。

具体的にはどうするのかといったら、大阪府の土木部長から公団の本部に正式に要望してくれといわれるので、当時の道路課の渡辺課長に話を上げました。課長から松村部長に進みました。部長からは直々に「後は本庁で預かる。任しておけ。」という心強いお言葉を頂戴したわけです。ところが、返事がなかなか来ないのです。これは朝 10 時頃の話ですが、夕方 4 時頃になって漸く返事がありまして、結局ダメでありました。聞いている理由は、「国家にとっては大したことでない。迂回路もある。前例となる。」といったことでした。

松村部長は、交渉の中で「通行料は大阪府が考える。」といった話もされたようですが、結局ダメで、ここの開通は翌朝になりました。これは翌朝の状況で

すが、丸 1 日不通でありました。いまの改革された公団ならどのような判断をされるかなと思っております。

私がとりました行動は、現場で道路管理を預かる所長としては今でも当然のこととっていますが、おそらく公団の内部では、「前例がない。」「前例になる。」「料金など後始末がややこしい、煩わしい。」との議論がなされたことと想像できます。これも小さいことにこだわって大事を忘れた、手前勝手な判断ではなかったかと思っています。

2-10 昭和 59～60 年 上山河川砂防課長・金盛都市河川課長の時代

昭和 59～60	上山河川砂防課長(昭 59.4～61.3) 金盛都市河川課長(昭 59.4～61.3)
◆河川砂防課発足(59)	
◆平野川水害損害賠償請求訴訟(第二次、第三次、59)	
◆安威川ダム・公文書公開請求(59)、訴訟提起(60)	
◆城北川、一級河川指定(60)	
◆寝屋川流域都市水防災協議会発足(60)	
◆正蓮寺川など総合整備計画協議会発足(60)	
◆事業などの完成	【59】東除川放水路通水 【60】防災テ レメーター 統制局、西除川ショートカット、今川調節池、 平野川分水路護岸、寝屋川分水工、神崎橋嵩上げ、住道 地区壁面キャンパス
◆事業などに着手	【59】芦田川、平野川上流部、恩智川/古川 垂直緑化 【60】狭間川都市小、芦田川水門、恩智川治 水緑地一期、恩智川河道、木津川耐震、城北川、石津川 浄化、石川環境整備、

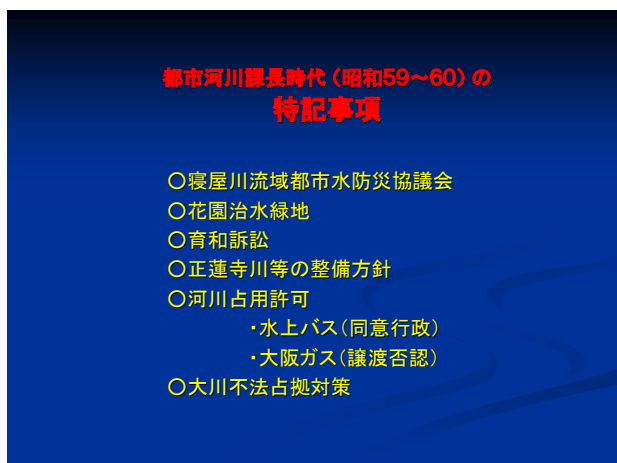
上山課長・金盛課長時代の特記事項

昭和 59～60 年で河川砂防課長が上山さんです。上山さんは安威川ダムで大変苦勞されておられましたが、課内で倒れられましたのには驚かされました。

河川砂防課が発足しました。寝屋川流域都市水防災協議会も発足し、今川調節池が完成しました。アメニティがやかましくいわれて、松山部長が「理屈などいらん。早く具体的に実行せよ。」と大声を上げておられた頃で、そういうことで壁面キャンパスを提案しました。これは大変おもしろい事業でありました。

応募作品を多くいただくには審査員のメンバーが大事だということで著名人をお願いし、予算は 100 万円ありましたが全て賞金に当てました。2 つの作品を当選として 50 万円ずつの賞金でしたので、予算の 100 万円一杯。あとの経費はどうやって工面されたのか私は知りませんが、その辺は大まかな時代でありまし

た。



都市河川課長時代(昭和59~60年)の特記事項

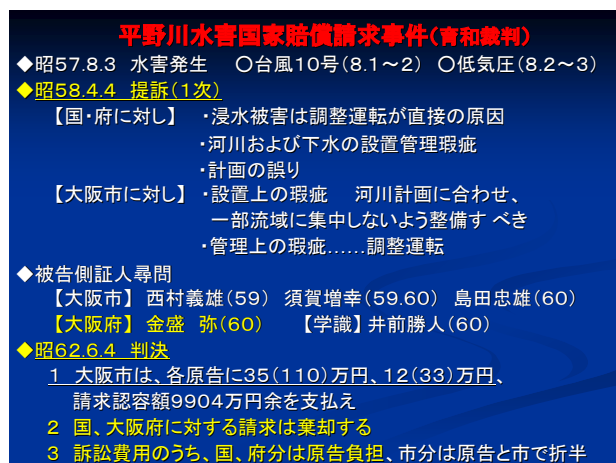
都市河川課長時代の特記事項としては6項目ほど挙げてみましたが、ここでは花園遊水池と育和訴訟を取り上げてみたいと思います。

花園遊水池について、面積の件は先程申し上げましたが、課長になってすぐにこの事業化に取り組むことになりました。都市計画公園が水に浸かるということで抵抗感があったのもっともな話でありまして、北川市長、塩川先生、公園サイドの説得が鍵であったわけです。沢田公園課長は理解者の一人だと思っておりますが、非常に早く話ができました。これには山田公園に治水緑地の残土を持っていったこともありまして協調関係ができていたからかとも思いますが、一番早い理解者でした。のちのこの公園の整備計画にも随分頭を突っ込んで下さいました。

問題は北川市長で、最初は馬鹿者扱いでしたが、「冠水の頻度が少ないです。」とか、「多額の用地買収費用を河川が負担します。」「公園事業の推進に大いに役立つと思う。」などと、あれこれと説得したわけです。市だけであればこの公園はいつ出でき上がるのか分からないという市の事情も読めまして、絶対反対の選択はあり得ないだろうという思いで強気で交渉をしました。

塩川先生は説明が終わるや否や「分かった。賛成だ。しかし、地下だ。」とおっしゃったのです。これは先生独特の勘とセンスでおっしゃったわけですが、建設省の方と打ち合わせをしまして、地下ではもう国の補助

は入らないということでご理解いただきました。



育和裁判の請求と判決

育和訴訟ですが、課長になったときは証人尋問、現地検証の段階であり、大阪府側の証人として出廷することになりました。調整運転そのものは、何ら咎められるところはないと確信をしておりましたし、自分がタッチしてきたことでその責任感もあり、井上弁護士さんと再三打ち合わせをして主尋問も100問余り用意して徹底的に戦うつもりでした。

松山部長は、“長”の出番については独特なお考えをお持ちで「こういうものは長が出るものではない。府ではこの種のときはこれまで長を出さずに次の人が出てきた。」と注意をされました。

証人には後も先も、1番バッターも2番バッターもないと思っていました、案じられるお気持ちも判りながらいささか寂しい思いをした次第でした。その点建設省は違っており、「いよいよ登場ですな。」ということで評価されました。しかし、証人尋問なんてものはあまり出るものではないもので、証言台に立ったときは足下が寂しくて、涼しくて困ったのを覚えています。

判決は市に瑕疵があったとされまして、訴額の約3割を支払うよう市に求められました。カッコで書いてあるのが訴額で、110万円の訴額に対して35万円分の瑕疵があったとされました。双方が控訴されましたが結局は和解になりました。

これはもともと市の勝てる裁判ではないと思っていました。調整運転前提のポンプ場ですから、下水管を敷設するときに各所にヒューズを用意しておくなどの

措置を講じる必要があったのに、何らそういうことに配慮することなく、下水管を敷設してポンプ場まで繋いだ。十分に浸水は予想されたことであって思慮を欠いたと批判されても仕方がないことでありました。河川の遅れで免責されると考えられた様子もありますが、むしろ河川の努力は評価されたのであります。

しかし、この判決は下水道サイドには相当ご不満のようでして、私が土木部長を辞めますときに、国の下水道関係の三セクに挨拶に行ったとき、そこの理事長が「金盛さん、今度は下水のスピードに負けないようにして下さいよ。」と皮肉ぽくおっしゃられ、この人はここに至ってなお事の本質が分かっておられないなど残念に思った次第です。

この裁判、河川と下水の“進捗の差が問われた裁判”ではないのです。差を認めながらその“差を埋める知恵を出さなかったということが問われた裁判”であったのです。

2-11 昭和 61～平成 1 年 金盛河川砂防課長・新池都市河川課長の時代

昭61～平1	金盛河川砂防課長(昭61.4～平2.3) 新池都市河川課長(昭61.4～平2.3) ◆大阪府砂防協会(61)
◆石川あすかプラン(61)	
◆西旭丘地すべり発生(61)	
◆大東水害訴訟差戻審判判決、再上告(62)	
◆平野川水害損害賠償請求訴訟判決(国・大阪府勝訴)(62)	
◆事業などの完成	【61】平野川街路下調節池1期、安威川防災緑地網、神崎川上流部河道、堂島川岸辺の景観 【62】西除川激特、平野川浄化、今川調節池、平野川分水路 【63】恩智川治水緑地1期機能発揮、落掘川浄化 【111】古川浄化導水路
◆事業などに着手	【61】花園治水緑地、狭山池ダム、槇尾川ダム予調、堂島川岸辺の景観 【62】狭山池ダム建設着手 安治川下流部、特定構造物改築、落掘川浄化、西除川薄層流、古川浄化導水路、住吉川浄化導水路、土室川分水路、茶屋川、セイフティコミュニティモデル 【63】寝屋川総合治水、流域調節池、城北川寝屋川口水門、天野川河川トンネル、安威川ダム建設段階、ふるさと砂防、槇尾川ダム実調、狭山池ダム本体工事、流域調節池事業 【111】正連寺川高潮、桜づつみ(恩智川など)、石川今昔フェスティバル

昭和 61～平成 1 年の特記事項

昭和 61 年から私は河川砂防課長をしており、新池さんが都市河川課長でした。4 年間もありますから事項も結構盛りだくさんになっております。大東水害訴訟の差し戻し決定判決、平野川の水害訴訟裁判。平野川の街路下の地下河川が完成し、狭山池ダムの本体工事に着手、安威川ダムが建設段階に入りました。

安威川ダムは建設段階に入りましたが、情報公開で

は庁内でまた建設省で、随分ギクシャクしました。

柏原市では地すべりが起こり、忙しい思いをしましたが、それだけに充実した 4 年間でもありました。

特記事項といいながら、多くのことを挙げましたが、まずは、安威川ダムの情報公開について述べてみたいと思います。

河川砂防課長時代(昭61～平1)の特記事項		
○安威川ダム	・情報公開	・地元対策
○狭山池ダム	・堤体移設保存	・用地買収
○西旭丘地すべり	・対策事業の実施	・砂防指定地技術基準
○模型実験	・天野川、打上川治水緑地	
○水源税	・近畿地方治水大会	・議会対策
○天野川堤防	・死亡事故の損害賠償事件	
○出先機関の組織改変	・4局構想	
○ゴルフ場建設	・部間の調整	
○直轄事業	・スーパー堤防	・保全水路

昭和 61～平成 1 年の河川砂防課特記事項

安威川ダムの情報公開は反対派といっている人から「地質調査の資料を公開せよ。」と請求が出たものであります。何度も出てきました。ある時期まで建設省になんら協議・報告することなく進めてきたということも問題になりました。同時期に知事の交際費も公開請求されていたのですが、担当部局では知事のそういうことに関しては、公開しにくいということであったか、と思います。勘ぐった話ですが、安威川ダムまで非公開にすると、知事にとっては全国に先駆けて設けた自慢の制度が何も機能しないではないかと批判されかねないということで、安威川ダムが割をくったところがありました。後で分かったことですが、釈然としないところがありました。

府内部では情報公開部局と意見が合わず、ギクシャクしますし、審査会からも公開に対する消極的な態度を厳しく批判され、某委員からは当初、「情報公開の情の字も分かっていない課長」だと言われました

そこでここは正攻法で行こうと、それこそ那智流というやり方で委員に分かりやすい図や表を沢山作りまして、「調査は未だ途上にあつて変更があり得る。」地質情報は変わるということを詳細に説明して、理解を

求めました。



安威川ダムサイト 提供：大阪府河川室

しかし、情報当局側には「安威川ダムだけは公開する。」という結論にしたいという意向がありまして、壁は厚く満足のいく結果にはなりませんでした。後に京都府の河川課長から聞いた話ですが、委員の中に京大の憲法学者の先生がおられて、京都の審査会の委員長をされておられました。当時、鴨川ダムの計画が審査会にのぼっていきまして説明をしますと「ダムのことなら、大阪でよく勉強をした。」と非常に理解が早かったと課長は言っておられました。

建設省の方へ情報公開について事前に相談していなかったということで、吉田土木部長には大変迷惑をかけました。建設省は公開絶対反対だったので、府の情報公開部局あるいは府の立場としての、府条例に基づいて公開するという姿勢と対立し、原則が異なると大いにもつれたわけです。

府内では、ダム事業推進の立場をとって非公開を主張した私と府の原則に立つ原次長が対立しました。原次長が吉田部長の前で、「島瀬、君はわしと金盛のどちらをとるのだ。」などと言ったものですから、さすがの島瀬君も困り果てました。のちのちまでよく「あのときは股裂きの刑にあった。」などとこぼしておられました。

結局、府の方針で公開をしました。建設省に一札入れておりますが、このときもまた文面で一悶着ありました。

一連の処理が終わって考えてみますに、一つは情報

公開制度が発足して間もないときでもあり制度に馴染んでいなかったこと、情報公開ということ念頭において資料の整備ができていなかったということがあります。建設省と緊密な連絡を取って、機関の一部局であるということを認識して、この辺をしっかりとってはならなかったという点があります。当初に審査会に積極的に資料を出さなかった（説明を十分しなかった）ことなども反省させられたことです。これを貴重な経験として以後の資料整備のありかたなどについて、池野さんらが中心になって検討されました。

このときに、一つ助かった思いをしました。建設省に協議せず、すでに情報公開をしているということがバレたのが、安威川ダムの建設採択直後のことで、1ヶ月か2ヶ月の差だったのです。12月に建設採択の政府原案がなりましてその喜びを一緒に分かち合おうと専門官に大阪に来てもらって飲みだした席で、つい口が滑ってバレたのです。途端に専門官が大いに気分を損ねられ不味い席になったわけです。これが逆ですと安威川ダムの建設採択が遅れていたのは必至で、とにかく命拾いをしたわけです。

原次長とは別の件でも意見が対立したことがございました。出先機関の組織改変、いわゆる「四局構想」というものです。

岸知事は出先へよく行かれました。出先の機関を一同に集められて昼食などを共にしながらよく話し合いをされましたが、その度に出先機関が多すぎるとおっしゃっていました。そういう見地から府民センターが7つありましたが、これを4地域にまとめられようとされたわけです。四局構想ということです。池田と茨木を一緒にする、枚方と八尾を統合するといったことであります。大阪市を除いて4つです。

これを進めるカギは土木部の理解が必要と思われたのでしょう。局長には土木部の技術系を当てるということが伝わりました。当時、部長は松山さんだったのですが、技術系のポストが4つ増えるということですが乗られたわけです。松山さんはもともと知事には全幅の信頼をおいておられました。当時知事の「おはよう対話」というのがありましたね。松山さんはこの「お

はよう対話」には随分気を遣われた方でありました。私どもにはすぐには馴染めないところがあったものでしたが…。

4 局構想には部内にはもちろん異論がありました。これが知事サイドに伝わったのでしょうか、次の吉田部長のときに知事側近の原次長がこられたわけです。原次長は何とか知事の意向のように進められようとして主だった課長を集めて何回も会議をされました。

この構想ですが、知事のご意向は深く知りませんが、とにかく長のスパンが大きすぎて、局の下に結局また出先がいるということになって、つまり統合しても元のような出先がいるということであって実態は変わらないのではないかと。そして、地域にも歓迎のムードがないのです。技術系の局長といっても最初のうちだけであって、いずれ事務系になるだろうということも十分考えられて、当時の道路課長らとともに反対の姿勢を崩さなかったのです。

結局原案ではまともらず、原案と折衷案的の2案が用意されて本庁担当部局に出したはずですが、中川副知事のところに上がったとき、いずれもいろいろと問題があるということで廃案となりました。知事と副知事間のご意向の違いがあったのでしょうか、なにか後味の悪い結果に終わったわけです。

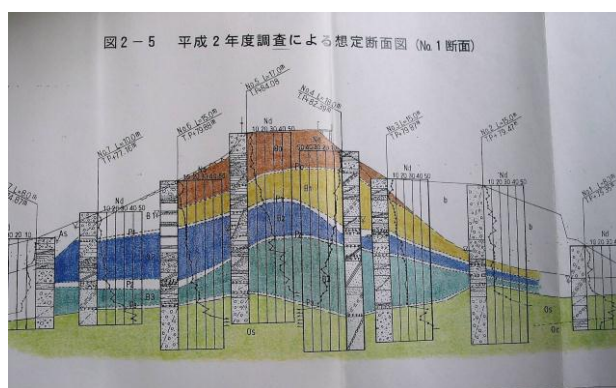
狭山池ダムの堤体の保存は、皆さんよくご存じなのでとっかかりの方だけ申し上げますと、凄いものに向き合っているのだという認識が常にありまして、納得のいくまでやろうと取り組んだわけです。池築造からの歴史が刻み込まれた堤防の断面に、たまたまそのとき居合わせた工事関係者や現地説明会等に来られた方だけが向き合うことでよいのか、できるだけ多くの人にその感激を味わっていただきたい。これを何らかの形で保存して残すことができるなら、多くの人に感激を共有してもえらえることであろう。またそれができるのなら、土木への理解や関心、親しみも深まるであろう。そういうことに努力するのが工事に関わったものの責務だと思い、その責任を果たそうと取り組んだわけです。

その実現には部内で議論するよりも、建設省の補助

事業にした方が早いと考え、開発課の専門官らに何度も訴えました。各個撃破で当時は料亭で酒が飲めましたから、そんな席を設けて一対一で説得につとめたりもしました。



改修を終えた狭山池 提供：大阪府河川室



狭山池北堤の断面図

出展：第2回狭山池堤体保存検討委員会資料

調査が進みまして、この図が画けるような時期が来て一層使命感に燃えまして、保存委員会を設置して保存方法の検討に取り組みますとともに、この図面をもって「何とか移設保存の事業を起こして欲しい。」と建設省にあたりました。

よく言っていますが、我々の取り組みについて池の方から応えてくれたという感じで、池築造期の樋管をはじめ慶長期の樋門や樋管、木製護岸など、貴重な遺構がつぎつぎと出てきました。こうなると建設省の対応は早く、平成2年に“歴史的ダム保全事業”を起

してくれました。委員会での移設保存の技術、すなわち土塊の移設やPEGによる固化の技術など、これはまさに産官学の英知を結集した作品であると思っています。官サイドでは田河さんが先頭に立って頑張ってくださいました。



狭山池博物館

でき上がった博物館にはあちこちから批判がありました。私も正直不満がありました。堤体展示こそこの博物館の命だと思っていますが、外構に比して、堤体を非常に狭い空間に納めたことが惜しまれます。しかし建築中は依頼した建築家に全てを任したものであるとして不満を静める立場に徹しました。出来栄はすべてその建築家が責を負うということです。堤体の納め方については、建築家と土木家のセンスの違いかな、と思っています。

狭山池の改修工事の全体が順調に進みましたのは、このように初期の段階から貴重な土木遺産と立ち向かうんだという認識をもって取り組んだこともあります。もう一つ忘れてはならないことは、狭山池の、池の底もそうですが、堤塘敷が34大字の共有地になっていましたが、この池の買収が円滑に進んだということがございます。担当は池野さんだったのですが、池野さんの戦略でした。

財産権もないままに我が物と思われて管理してこられた土地改良区と、財産権に預かる34字（現在でいう4市町）との権利割合などは非常に複雑で手続きもややこしかったと思いますが、この円満な解決を求め

られて池野さんが奮闘されました。

この解決方法は今後、この種の問題の道しるべになるのではないかと考えています。

つぎに西旭丘の地すべりですが、これも課長就任間もない昭和61年6月に発生しました。地すべり地はブドウ畑で、その下部に人家が270戸程ありました。



対策が完了した西旭丘の地すべり 提供：大阪府河川室

早速、専門の委員会を設置しまして対策を検討することになったのですが、この委員の構成に配慮に欠けたことがありまして、関係者に大変迷惑をかけました。発生後、すぐに建設省と相談をしまして、今は地すべり学会の副会長をされている渡先生の指導をいただくということで進みかけたところ、中世古先生が「俺がやる。」というようなことで自薦的に出てこられました。松山部長も後押しをされて、結局、中世古先生を委員長として、足立先生、岩崎先生、渡先生、そして土木部長らで構成された委員会となりました。最初が難しいとあとあとまで響くもので、担当だった藤井さんらは大変苦勞されたことでした。

たとえば、委員間でいろいろな意見が出るのは当然なのですが、全国をみておられる立場の渡先生の意見に反して委員会の方向がまとまろうとするときは、渡先生から建設省に伝わりまして建設省の方から横やりがくるといったことが、再三ありました。渡先生は、本当に心配されてのことなんです、難儀した事でありました。

ここで学んだことは、地域にあつて地について地道にきちっと研究を重ねられている先生の話はよく分か

る、適切な指導が得られる、ということでした。委員会委員を選考するときどのような構成にするのかは難しいことですが、極めて重要なことであるということでした。

この、「拙かった。」という反省を、阪神大震災の後の、施設の総点検と今後の耐震設計をどうするかという基準を策定する委員会では活かすことができたと思っております。すなわち、震災後すぐに京都大学の土岐先生に委員長就任を頼みましたが、このとき、委員の選考、コンサルを含めた運営はか一切を先生にお願いし、土木部は必要な資料を準備してバックアップするということにしました。ただし、検討期間の2年は譲れないということをお願いしました。このような依頼の仕方はこのときの苦い経験によるものです。

中世古先生は立派な先生で気さくな方でした。(柏原)市議会の説明もやっていただきました。この地すべり工事につきましては最後に留意した点があります。地元からは「安全宣言をしてくれ。」という強い要望があったわけです。が、「安全宣言は絶対しません、できません。」と突っ張りました。工事はやれるだけのことは全部しました。いま時点で考えられる技術的なことは全部手を尽くしましたが、それをもって安全宣言はできませんということで、了解を頂きました。中世古先生もこのご意向で議会に説明いただきました。

河川砂防課長時代のことをもう一つお話ししますと、天野川と打上川の模型実験についてです。



打上川治水
緑地 提

供：大阪府河川室

なぜこの二つを取り上げるかといいますと、打上川の治水緑地の模型実験は実験をして確かめなかったら、おそらく計画通りに洪水は入っていないのではないだろうかと思っています。完成後は計画通り洪水が入っていると存じますが、コンサルタントから出てきた設計のままで工事に移していたら水が計画通り入っていたかどうか疑われるようなことでした。打上川は設計ができた段階で“念のため”ということで、その前から実験をいろいろとお願いしてきていました京大防災研究所に頼んでやってもらいましたら、基本的なところの水理計算にミスがありました。そのあと2年ほどかけて模型実験で確かめつつ設計の変更をしていただきました。

天野川の河川トンネル 提供：大阪府河川室

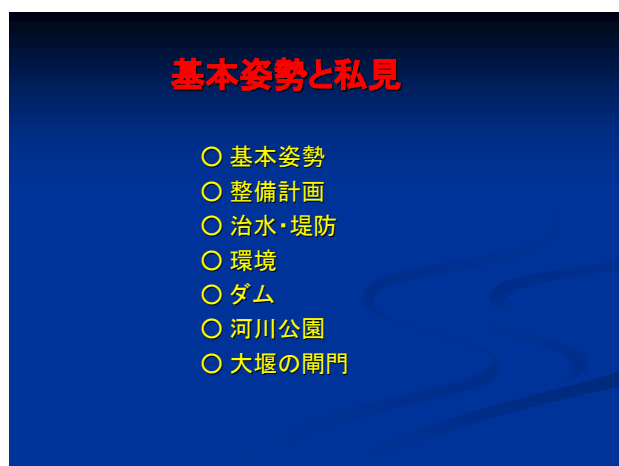
天野川の方も、コンサルタントの設計のまま実施しておれば、トンネル内の洪水流はおそらく異常な乱れを起こしていたのではないかと思います。これは模型実験の段階で発見できたことですが、異常な流れが現れているのにこれを異常と判断しないで設計どおりで進もうとしたことが問題でした。東京の方の実験所で実験中だから一度、上京の折に見に来てくれといわれるので行きましたら、管内(チューブの中)の水流が大きく波打っておりました。おかしいと思いながら自分で決定的な判断ができかねますので、京都大学の今本教授に見に行ってもらったら、「これはひどい。」と

いうことで徹底的に構造を検討してもらいました。いまはちゃんと流れていると思いますが、そういう経緯です。

このようなことから、模型実験は金も時間もかかりますが、複雑な構造物はできるだけ模型実験をやられた方がよいという教訓です。最近はコンピューターでやりますから、余計に間違いや勘違いがあっても分からないということになりますので、気をつけられたらよいと思います。特に、若い諸君には、専門的な知識を磨かれる場にもなろうかと思います。

3 淀川水系流域委員会に臨む

3-1 基本姿勢



流域委員会に臨む基本姿勢

回想的な話は以上としまして、最後にこの話の総括も含めまして、淀川水系流域委員会に臨む基本姿勢について述べます。

2月に委員を仰せつかりました。冒頭に申し上げましたように、委員会には私の大阪府の河川行政を通じた体験、得ました知見でもって臨むものでありますので、委員会で課題となっている幾つかの項目について述べますことは、本日の話の総括として適当かなと思ってもおります。

いくつか課題がありますが、当面の、基本姿勢と私見ということで課題もひっくるめて出しました。私が委員会に臨む基本的な姿勢であります、私は二次の委員会のメンバーでして、基本的な姿勢としては前委員会の結果を踏襲してという意見がありますが、私は

必ずしも踏襲しないと言っています。前委員会の成果には縛られない、残の課題だけを議論するのではないという立場で臨みたいと思っています。

「それでは議論の蒸し返しになる。」とか「議論がバックする。」とかという意見もありますが、それならば委員を替える必要がないわけで、不都合な人だけ補充しておけばよいわけです。

3-2 各課題についての見解

つぎに整備計画ですが、今は河川整備計画基礎案というのが出ております。これは整備計画とは言いにくいと思っていまして、なぜなら、皆さんもご承知のように整備計画とは、現況が示されて目標が示され、目標も長期、中期、短期という期間を刻まれた目標があり、それぞれに対してどういうタクティクスでいくかということが明確にされなければならないと思いますが、それが明確に示されていないと思っています。

その下の「治水・堤防」にも関係してくるのですが、堤防ひとつとりましても堤防がいかなる洪水にも壊滅的な被害はないようにしようと堤防の材質、強さといえますか、コップでいいますとガラスから錫や銅にするということばかりがいられています。確かに現状の堤防は十分に安全な堤防だといえないと思いますが、そのことだけがいわれており器の大きさの議論が整備計画や堤防（治水）の議論にないのです。最初にジョッキの大きさを図り、まずコップから、そしてコップを小ジョッキに、小ジョッキを中ジョッキ、中ジョッキを大ジョッキとするという議論が全然ないのです。

どうも器の議論をするとすぐそっちに向くことになり、今までの河川行政がそうであったということで器の議論はいつさいしないということになっています。そういうことで良いのかどうか、器の議論が全然されていないことはおかしいのではないかと思います。整備計画はズルズルやるものではない。もう4年も立っているので今任期中にやって欲しい。出して欲しい。そして早く議論して欲しいと申し上げております。

堤防ですが、今本教授がハイブリット堤防とかおつ

しゃって流域委員会でもやろうじゃないかということになっていますが、私は委員会で検討するのは適当ではないと申し上げています。

堤防の構造こそ誰にも頼むことなく、コンサルは別にしてですが、流域委員会がやるのではなく、河川管理者が自ら責任をもってやらなければならない最たる本務ではないかと思っています。



淀川水系流域委員会の審議風景

環境もいろいろと捉え方がありますが、この間、琵琶湖の博物館長という人が前委員会の2次会に来られまして私は自分の考えを申し上げました。「はあ、そういう考えがありますか。」とうなずいておられましたが、私は、環境は横糸であり、治水や利水、下水や道路は縦糸である、そういう関係だと思っています。治水事業を実施するときも道路事業を実施するときも常に環境に配慮して実施するという関係、つまり、環境というのは横からきて縦糸のインフラみんなにかかる横糸ではないかと。

もう一つ環境でいいますと、いま、水資源の再配分、農業用水がどうだとか言われていますが、そんなことより、大事なのは、川の水がどれ位あったらよいのかということですね。幸い、この流域委員会には環境に詳しい人が沢山おられるのです。「川の水がどれ位あったらよいのか。」「川の水位をどれ位確保したらよいのか。」そこから始めて、まず川が最小限必要とする量や水位を先取りするような全体の分け合い方で調整がなされる。これが基本ではないかということをいつていこうと思っています。

ダムは、流域委員会の特徴的なことになっていますが、ダムは治水の有力な手法のひとつであると思っています。上下流を遮断するというで環境的に大きな影響がありますが、有力な治水手段であります。そしてダムは「脱ダム」とかいつて総論で議論すべきことではない。ところが委員会は総論で論じ「ダムが嫌い」みたいな感じで議論が進められているように思います。ダムは個別に議論しなくてはいけない事業であると思っています。

ダムと環境との対立は、寂しいことです。ダムは治水上有効な手段でありますから、まず、治水上の是非が論議され、実行性のある代替案がない場合はダムを建設することとし、ついで環境について最大限の配慮と検討がなされ対策が講じられるものであると思います。こんな意見を述べていきたいと思っています。

“事業中のダム”の問題であります。これは水資源が要らないといったら要らないのであり、それはそれで結論です。ただ、事業中のダムにはいろんな経緯があります。事業中のダムについては「ハイ、要りません。」といつてそれで済むかということです。「ハイ、要りません。」といつてもそれまでやってきた経緯がある。だから後始末ですね。後始末をどうするかということは、事業中のダムを中止だとか凍結するときの関係者間の重要な調整課題です。これを委員会がどこまで論じていくかは検討課題です。

河川公園ですが、「ゴルフ場を止めさせろ。」とか、「堤内地に返す施設ではないのか。」とか、いろいろ厳しい意見がありますが、基本的には都市部の貴重な空間である、しかも淀川などはかけがえのない広大な空間であるということに臨みたいと思います。

そして住民合意です。個々の問題であり、住民合意というものがどのように定義づけられるのかどうかと私も定見はもっておりませんが、定説（どうしたら住民合意、どこまでが住民合意）などはないのではないかと思います。極端な話、反対がなければそれでよいのではないかと、そして反対があつたら何度も何度も話し合うということ位では住民合意ではないわけで、このテーマはこれから勉強したいと思っています。

淀川大堰の閘門、私がかねてからその必要性をいつておりますが、基本的には明治、昭和、過去2度の河川工事の際の忘れられた施設だと思っています。本来必要な施設であると思っています。

4. おわりに

以上でございますが、雑ばくな話をして申し訳ございませんでした。また水害だとか訴訟だとか暗い話が多くてその点も申し訳なく思っております。

振り返ってみまして長い河川行政、役人生活でございましたが、多くの人に助けられ、多くの事業に携わることができて、大変幸せなことだったと思っています。みなさま方には一方ならぬご支援を頂き、改めて御礼を申し上げたいと思います。

最後に一言だけ。とくに今日は、若い方がおられるので申し上げたいと思いますが、大阪府都市開発にいたときに先輩として若い連中に言っていたことです。2つ申し上げたい。

1つは、これは九州の大学の先生で5大陸の最高峰をすべて極めた方の言葉です。決して登山の専門家ではないのですが、その方がおっしゃるに、「大きなことを成すには、『十分に入念な準備』をし、『必ずやり遂げるという信念』をもち、かつ『挫けない執念』をもって、絶えず努力することである。」と、この『準備・信念・執念・努力』が大事を成すときに、難儀を克服するときに肝要であると申し上げたい。

もう一つは、『私淑する人を持て』ということです。直接教えを受けることを“親炙”というのですが、こういう人が周囲におられればよいのですが、普通はなかなかおられませんので間接的に本などからでも何でもいから、私淑する人を持てということでもあります。私もいわれていましたが、最近やっと私淑できる人が見つかりました。その人の本ばかり読んでいますが、早くそういう私淑できるような人を見つけられるとよいと思っています。

どうも長時間にわたってご静聴ありがとうございました。

5. 意見交換および質疑応答

下村：どうもありがとうございました。私も金盛さまが河川砂防課長のときに同じ課に居りまして、当時は課長に指示された資料をワープロで作っていましたが、今日のパワーポイントで90枚ほどございますが、金盛さんのお手製でございます。私自身ができませんので非常にビックリしております。また、今日、ご講演頂きまして金盛様がこんなことだったら知っておられるということが良く分かりましたので、今後、少し怖い気がするのですが、分からないことがあったら是非教えて頂きたいと思います。

池野会長：若干、残り少ないですけども司会を務めさせて頂きます。金盛さんに至りましては大変貴重な独身時代から係長、課長までの、まさに治水とともに28年についてのいろいろな思いを生々しい当時の話を聞かせて頂きありがとうございました。

今日は若い方も多く来ていらっしゃいます。

OBの方々には、名のあがった方々やその時代背景についてもご理解できたのです、若い方々は、当時の古い話になると時代背景も理解できていない点もあると思います。事業費などは当時考えられない今の事情があるようです。それも含めて若い人中心に意見交換をしたいと思います。肩書きなしの自由に貴重な意見は意見として、現在の意見も伺えれば、次のステップも開かれるのではという気持ちがございます。なるべく若い人に質問なり、意見などがあれば、願います。

質問：今日の名簿をみると若手なので先陣を切って意見なりを申し上げたいと思います。

木質住宅というのは、守口、門真、寝屋川と豊中の庄内でもございますが、大半が寝屋川流域にあり、それも寝屋川流域の浸水常習地帯に立っているということで、非常に都市計画行政が貧困だったということもございます。ただ、寝屋川流域の総合治水、昭和63年に浸水実績図を公表したわけでございますけど、その当時、技監に言われたことが「河川行政、特に都市河川課は浸水実績をいっさい考慮しなかった。」のと昭和45年に都市計画の心棒ができて、その時に

市街化区域と調整区域の線引き際の時に、浸水常習地域は市街化調整区域に入りたいということで、「データを出せ。」と河川に行ったが、河川は出さなかった。「それを今更、なぜ考慮するのだ。」と皮肉を言われたことが蘇って参ります。私自身も元々計画課におりましたので、昭和 50 年頃に行ったこともございます。U ターン施設等の設計をやってくれということで色々関わったこともあり、都市計画と河川行政というのは巧くいつてなかったなあというのが若い頃の実感でございます。

大阪という街は水の都といえますから、河川と海もそうですが、街づくりとは一体で一緒になって考えていかなければならないと、川沿いだけを考えてはいけな思っておりますが、それを今日、先輩方もおられますがどのように理解しておられたのかとお聞きしたいのが一点でございます。

先程、住道の話も出ましたので寝屋川所長時代の最大で最後の懸案が三箇大橋の架け替えということで地元の区長さん、商工会議所の方等と検討会を作りまして 2 回ほど会合をしました。60 代～70 代の方が多く、当時のことも良くご存じの方もございます。「こんな堤防を作りやがって、環境が何もない。」「昔はこの川沿いをだんじりが走っていた。」と度々聞かされていたものです。

私も都市河川課に初めて行ったのが、昭和 62 年でございます。前に座っていらっしゃる池野さんから「1 に治水、2 に治水、3、4 がなくて 5 に環境」と治水を最優先に物事をやれと徹底的に洗脳されまして、それが未だに抜けません。そのことが頭が固いと言われる所以かもしれませんが、地元の方はそうではなく、「治水ということには感謝はしているが、昔が懐かしい。何とか元に戻してくれ」という思いが強いことです。そういう余地を若干でも残してくれたら、我々、今の河川行政も環境的なことに少しタッチできたのではないかと思います。住道のあの辺りではなかなか出来ないということで何か良い知恵もしくはアイデアがあれば、教えて頂きたいと思ひます。

金盛：河川と街づくりということですか？昭和 45 年

の話は知りませんが、そういう雰囲気であったことは確かです。私が課長の時にも浸水区域図は出したと思ひます。それより前に想定氾濫区域も出そうかというときでも、私が課長の時ですから私の上といたら大体だれか分かると思うのですが「出すな。」という雰囲気であったのです。この人は別に河川屋さんではなかったと思ひます。河川の方はむしろ出そうとしたのですが、「土地の価格に影響する。」とか言って止められたのが真相です。別の判断があつて出されなかった。

街づくりとの関係ですが、河川を都市計画でやったらどうだという話が大分ありました。当時、随分河川も威張っていたと思ひますが、「都市計画などやらなくても河川は河川でできる。河川法でできる。」というつもりがありました。「川は自然のものである。」という意識、市町村単位で行うことが馴染まない、手続きがあつても実際は変更が困難など、河川事業の実施面で難点があつた。地域の方からみれば不満もあるかもわからぬが、街づくり的に損なっているというか、マイナスするようなことをやるという、そんなことではなかったと思ひます。その後、「街づくりとはなんだ」ということを考えたときに、都市計画だけでやっていくのが、必ずしも街づくりではないという感じで思っております。

道路でも公園でも都市計画をして 30 年間、何もせずに放っておくところが沢山あります。変更せよといわれても変更をようしない。こんなところが幾らでもある。河川の場合はこれからやろうという時に法線を引いて「それ行け」ということでやったことが多くありますが……。

必ずしも答えになっているかどうか分かりませんが、そんなところがありましたのでおっしゃるようになりくつてなかつたということはあると思ひます。反省点でもあり、これからどうやっていくかということについては皆さん方の課題であります。

独自に描けることであるとか、「河川は河川だけでやる。」というつもりではありませんが、河川改修は都市計画法の手続きをとらなくてもやれるのと、その手法でやれば、言葉は悪いですが、都市計画でよく問

題になる“変更”や“廃止”など出来なくなってやりにくくなる。いつ出来るか分からないような公園なんかも縮小してはと言うのですが、絶対縮小しませんね。

そういうことも考えるとどっちもどっちだと思うのですが、都市計画をとらなかったからといって、街づくりと没交渉で来たということについては、そのように思っておりません。

住道のあの高い壁は那智さんが都市河川課長になられたときに「あの堤防を切れ。」とおっしゃいました。ああいう堤防で最終形かというところではないと思ってやられたことです。当時の治水の緊急な状況からすると、あの工法しかなかったのが実情で、とりあえずあの状態でしのぎ、後でそれこそ都市計画の中で考えるということです。あれがなかったらどんなことになっていたかと考えるととりあえず、河川であそこまでやりますということが当時の考え方だったと思います。那智さんが「あんなものは見苦しい。こんなものは暫定だ。」とおっしゃいました。そのとおりです。宿題です。

大東市の地元説明で住道地区がもめているときに行って、参事さんが「河川も被害者です。」ということを書いてお叱りをいただいたのですが、あれだけの堤防を造らざるを得なかったということは1年間に13cm位の地盤沈下していたのです。我々が記憶しているだけでもそれこそ10年もたたない間に1m30cmとか1m50cmという沈下があったので、決して正常というか良い姿ではないと思いますが、これからどうするかということで、あの矢板も30~40年たったらいずれ寿命として見直す時期もきますし、どうするかということです。だけど高さはいるのではないですか。あの高さを前提でものを、まちをどう考えていくか。あの高さを切れば水理計画は成り立たないことは明らかです。高さを下げた場合と大阪湾と差が無くなり流下能力はグンと低下します。

大きな宿題です。

池野会長：別の答えは別の機会として、なるべく若い方で何かないですか？

意見：今日、非常に為になるお話を聞きまして、以前

の方は前から写真では拝見しておったのですが、家に壁を造るということは、非常な信念と非常なアイデアがあるなと思いました。

池野会長：応急を含めて堤防で言い足りないことはありませんか？

質問：私も大変緊張しておりますけれど、貴重なお話を聞いて勉強になりましたし、ひとつ安心したことは、あんなに偉い金盛さんでも「失敗したな。」と思ったことがあったということが安心した材料です。最後にお聞きしたいのは、今日、お話を聞いていろいろな難しい場面で知恵を出しながら、俗に言う修羅場を幾多くぐり抜けてきたということなのですが、今日お話をしして頂けなかったところにあるのかもしれませんが、今までに経験してきた中で一番難しい決断を迫られた場面はどれで、そこでどういうことに基づいて、どんな答えを出したのかということを追加で教えて頂ければありがたいかなと思います。

お話し頂いた中でも難しい場面、場面があつて、このときはこういう判断に基づいてこういうことをやったのだということをいくつかお聞かせ頂いたのですが、今までの最大のピンチはこのときだった。その時私はこういうことに基づいて、こういう判断をして、こういう結果になったのだということを教えて頂ければありがたいかなと思います。

金盛：すぐには浮かばないのですが、一番しんどかったのは本日は触れていませんけど、寝屋川の工務課長時代がしんどかったですね。何がというと、自分の意志ではどうともならないように、話が動いていくというところがありまして、先程少し申しかけましたが業者問題ですね。これは今日のお話の筋とは関係ないので触れていませんけど、某団体を騙る一派がありまして、この中にはご存じの方もおられますが、この人らがかなりの工事を抱える、そして倒産するという時代がありました。彼らの末期の時期のことです。

工務課長のときに倒産した業者の後始末を一生懸命してくれた人を欺くような結果になった。その人はお金を貰えると思って一生懸命やってくれて竣工したのですが、元請けが工事代金を渡さずにお金を持って逃

げてしまった。元請への支払日を知らせなかったなどでこの人には恨まれましたね。「金盛、お前は最後まで追っかけたる。死ぬまで追っかけたる。」と言われました。

また、倒産した業者に納めた芝の代金を回収すべく、鹿児島から子供をつれた婦人が、朝私を待って机のまえにおられる。このときは辛い思いをしました。

こんなことがつぎつぎに起こりました。でさっきも少しいいましたが、知らぬ間に十二指腸潰瘍になっていまして、いまとなつては懐かしい思い出です。しんどいというのはこれ位で後は結構楽しくやらせてもらいました。辛い仕事もあるにはありましたけど…。

辛い仕事に遭遇したときのしのぎ方は、松山さんが教えてくれました。何かうまいこといかなかったことなのですが、「金盛くん。お前その日暮らしをしろ。今日何をやるかということだけを考える。明日のことを考えずに朝起きたらそのことだけ頭において出勤しろ。絶対休んだらあかん。どんなにしんどくても休むな。今日このことだけをやりあげて帰れ。」と、そういうことを言ってくれました。今日の河川の話ではありませんが、このころが一番しんどかったです。

池野会長：コンサルタントの方もいらっしゃると思うのですが、どなたか何か意見はございませんか？

意見：いわゆる民間の人間で現在山口県に住んでおりまして、この会の存在を【河川文化】の先月号で知りまして参加させて頂きました。質問というよりも感想を述べさせて頂きたいと思うのですが、久しぶりに気骨のある河川管理者のお話をエピソードも交えて聞けて大変有意義な時間をもてたと思っております。今日のご講演のタイトルが『河川行政を回想する』というとおり、まさに平成9年以前の河川管理者の会合に迷い込んだのではないかと錯覚に陥りました。大阪を離れて十数年になるのですが、大阪の川にすごいこだわりをもっておりまして、大阪の川を良くしていくにはやはり平成9年の改正河川法の精神をもってこれから活動していただけたら良いなという感想をもちました。

池野会長：今日のテーマは回想だったということで今

日的な議題はまたいつかやりたいと思います。もう一人ぐらいですが、いかがでしょうか。

質問：私も現在、以前金盛さんがいらした茨木土木事務所で芥川という川を明日もあさっても“こいのぼりフェスタ”ということで、芥川をどうするかということで、先程の河川法の改正の中で環境をどうするかということを市民の方と一緒にやっているのです。お話の中でも出てきますが、以前は治水ということで進んできましたけど、我々が最初にお声をかけさせて頂いて環境ということをやっていくとなった時に、「土木の方はすごく変わられましたね。」と大分言われまして、今までの考え方とは変わってきているのと治水と環境をどういう風にミックスさせていくかということも現場のところで問題になっていまして、一定の治水レベルが出来ている部分の中で環境ということで、大袈裟に言うと「護岸を潰す。」というところまでいきませんが、そんなことも割合マスコミ等々では取り上げられていて、そういう部分の見方をされている方もいますし、もっと生態系が増えるような形もということもあり、少し相反するところもありながらも「どうしているのか？」と我々やっている中では難しいこともありまして、もしこういう形でやっていけばというご提言なり、ご助言がありましたらお願いしたいと思います。

金盛：それは「流域委員会に臨む」の環境のところで申し上げたのですが、環境は縦糸ではないと。芥川なら芥川で環境の事業としてこれをやろうということではないと思います。そういうことでは環境に十分配慮した川にはならないであろうと思います。例えば、淀川だからワンドをやろうとそのことだけやっているとそれは部分だと思うのです。そういう治水、例えば護岸にしても堰にしてもダムにしてもあると思うのですが、事業を縦糸とするなら環境は横糸だということです。だから、護岸をやるときだってどういう護岸にしたらいいのか、ブロックにするとか、木をつかうとか、かごにするとかいろいろあると思うのですが、その川に合った工法なり、手法を使う。やる時は常に横糸として関わってくる、常に配慮し考えることが大事だと思います。文化財もそうだと思いますが、横糸的に

考えることが環境に配慮した川づくりということになるのではないかと思います。いろいろと議論もあるでしょうが、横糸的に考えるということの発想が重要だと思うのです。淀川についてはこういうことで意見を言っていこうかと思います。

先程いいました琵琶湖の博物館長も、「そういう考えを君がもっているなら、私も考えてみる。」とおっしゃっていました。否定をされませんでした。決して縦糸だけの取り組みでは環境は十分ではないと思います。

池野会長：残念ながら時間となりました。本日は自ら資料を用意して頂き、かつ長時間のご講演を頂きました金盛さんに改めましてお礼の拍手をしたいと思います。

本日はこれで終わります。次回は7月位に中国事情で、今度は若手の話を年寄りが聴くという番にもなるうかと思います。できたら、いろいろな意見の声を拝聴しつつ、この会を続けていきたいと思います。本日はありがとうございました。